議案第1号

令和4年度船橋市一般会計補正予算

令和4年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,033,973千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240,279,175千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歲入歲出予算補正

(単位:千円) 補正前の額 補 正 額 計 款 項 5, 525, 330 50, 157, 632 60 国庫支出金 44, 632, 302 国庫負担金 36, 325, 840 2, 057, 353 38, 383, 193 10 15 国庫補助金 8, 184, 032 3, 467, 977 11,652,009 県支出金 23, 196, 200 178, 159 23, 374, 359 65 15 県補助金 10, 508, 820 178, 159 10,686,979 繰入金 2,851,300 3, 301, 184 6, 152, 484 80 6, 152, 484 10 基金繰入金 2,851,300 3, 301, 184 諸収入 9, 348, 200 29,300 9, 377, 500 90 35 雑入 5, 719, 880 29, 300 5, 749, 180 歳 計 231, 245, 202 9, 033, 973 240, 279, 175

歳 出

(単位:千円)

	出	_	T IN	I.B.	(単位:十円)
	款	項	補正前の額	補 正 額	計
15	総務費		19, 813, 200	840, 772	20, 653, 972
		10 総務管理費	16, 196, 570	840, 772	17, 037, 342
20	民生費		101, 222, 962	1, 097, 059	102, 320, 021
		10 社会福祉費	36, 937, 910	1, 069, 098	38, 007, 008
		15 児童福祉費	46, 724, 512	27, 961	46, 752, 473
25	衛生費		31, 532, 800	4, 544, 055	36, 076, 855
		10 保健衛生費	24, 561, 100	4, 519, 885	29, 080, 985
		15 清掃費	6, 971, 700	24, 170	6, 995, 870
30	労働費		262, 800	7, 321	270, 121
		10 労働諸費	262, 800	7, 321	270, 121
35	農林水産業費		640, 300	211, 190	851, 490
		10 農業費	419, 170	198, 690	617, 860
		20 水産業費	144, 600	12, 500	157, 100
40	商工費		4, 251, 900	1, 849, 432	6, 101, 332
		10 商工費	4, 251, 900	1, 849, 432	6, 101, 332
45	土木費		21, 187, 240	34, 490	21, 221, 730
		15 道路橋りょう費	4, 197, 820	16, 180	4, 214, 000
		20 河川費	1, 683, 850	8, 260	1, 692, 110
		30 都市計画費	13, 505, 040	10, 050	13, 515, 090
50	消防費		6, 633, 500	19, 140	6, 652, 640
		10 消防費	6, 633, 500	19, 140	6, 652, 640
55	教育費		24, 643, 300	430, 514	25, 073, 814
		10 教育総務費	5, 890, 268	6, 271	5, 896, 539
		15 小学校費	3, 207, 350	186, 720	3, 394, 070
		20 中学校費	1, 893, 840	87, 770	1, 981, 610
		25 高等学校費	1, 312, 370	67, 017	1, 379, 387
la sa la		30 特別支援学校費	169, 460	9, 750	179, 210
		35 社会教育費	5, 111, 220	34, 207	5, 145, 427
		40 保健体育費	7, 058, 792	38, 779	7, 097, 571
	IE.	^ =1			
<u> </u>	歳 出		231, 245, 202	9, 033, 973	240, 279, 175

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事項	期間	限 度 額
保健と福祉の総合相談窓口及び自立相談 支援機関業務委託料	令和4年度~令和9年度	739,200千円

議案第2号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

船橋市長松戸

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年船橋市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後

(育児休業をすることができない職員) 第2条 (各号列記以外の部分略)

- (1)及び(2) (略)
- (3) 非常勤職員であって、次のいずれか に該当するもの以外の非常勤職員
 - ア その養育する子(育児休業法第2条 第1項に規定する子をいう。以下同 じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1 歳6箇月到達日」という。)(当該子の 出生の日から第7条に規定する期間 内に育児休業をしようとする場合に あっては当該期間の末日から6月を 経過する日、第5条の規定に該当する 場合にあっては当該子が2歳に達す る日)までに、その任期が満了するこ と及び引き続いて採用されないこと が明らかでない非常勤職員
 - イ その養育する子が1歳に達する日 (以下「1歳到達日」という。)(当該子 について当該非常勤職員が<u>第4条第2</u> 号に掲げる場合に該当してする</u>育児

改正前

(育児休業をすることができない職員) 第2条 (各号列記以外の部分略)

- (1)及び(2) (略)
- (3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員
 - ア その養育する子(育児休業法第2条 第1項に規定する子をいう。以下同 じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1 歳6箇月到達日」という。)(第5条の規 定に該当する場合にあっては、2歳に 達する日)までに、その任期が満了す ること及び<u>引き続き</u>採用されないこ とが明らかでない非常勤職員
 - イ 第4条第3号に掲げる場合に該当す る非常勤職員(その養育する子が1歳 に達する日(以下この号及び同条にお いて「1歳到達日」という。)(当該子

休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下イにおいて同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間 の末日とする育児休業をしている非 常勤職員であって、当該任期の満了後 引き続いて採用されることに伴い、当 該育児休業に係る子について、当該採 用の日を育児休業の期間の初日とす る育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第4条 (各号列記以外の部分略)

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第6条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合のではウに掲げる場合に該当する場合の当該子の1歳6箇月到達日

について当該非常勤職員が<u>する</u>育児 休業の期間の末日とされた日が当該 子の1歳到達日後である場合にあっ ては、当該末日とされた日)において 育児休業をしている非常勤職員<u>に限</u> <u>る。</u>)

ウ その任期の末日を育児休業の期間 の末日とする育児休業をしている非 常勤職員であって、当該育児休業に係 る子について、当該任期の満了後に引 き続き採用されることに伴い、当該引 き続き採用される日を育児休業の期 間の初日とする育児休業をしようと するもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める 日)

第4条 (各号列記以外の部分略)

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子 を養育するため、非常勤職員が当該子の 1歳到達日(当該子を養育する非常勤職 員が前号に掲げる場合に該当してする 育児休業又は当該非常勤職員の配偶者 が同号に掲げる場合若しくはこれに相 当する場合に該当してする地方等育児 休業の期間の末日とされた日が当該子 の1歳到達日後である場合にあっては、 当該末日とされた日(当該育児休業の期 間の末日とされた日と当該地方等育児 休業の期間の末日とされた日が異なる ときは、そのいずれかの日))の翌日(当該 子の1歳到達日後の期間においてこの 号に掲げる場合に該当してその任期の 末日を育児休業の期間の末日とする育 児休業をしている非常勤職員であって、 当該任期の満了後に引き続き採用され るものにあっては、当該引き続き採用さ

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到 達日(当該非常勤職員が前号に掲げる 場合に該当してする育児休業又は当 該非常勤職員の配偶者が同号に掲げ る場合若しくはこれに相当する場合 に該当してする地方等育児休業の期 間の末日とされた日が当該子の1歳 到達日後である場合にあっては、当該 末日とされた日(当該育児休業の期間 の末日とされた日と当該地方等育児 休業の期間の末日とされた日が異な るときは、そのいずれかの日))の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又 はこれに相当する場合に該当して地 方等育児休業をする場合にあっては、 当該地方等育児休業の期間の末日と された日の翌日以前の日)を育児休業 の期間の初日とする育児休業をしよ
- イ 当該子について、当該非常勤職員が 当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする 育児休業の期間の末日とされた日が 当該子の1歳到達日後である場合に あっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該配偶者が当該子の1 歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる 場合又はこれに相当する場合に該当 してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日 後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

<u>ウ</u> (略)

うとする場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が

れる日)を育児休業の期間の初日とする 育児休業をしようとする場合であって、 次に掲げる場合のいずれにも該当する とき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が 当該子の1歳到達日(当該非常勤職員 がする育児休業の期間の末日とされ た日が当該子の1歳到達日後である 場合にあっては、当該末日とされた 日)において育児休業をしている場合 又は当該非常勤職員の配偶者がする 子の1歳到達日(当該配偶者がする地 方等育児休業の期間の末日とされた 日が当該子の1歳到達日後である場 合にあっては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている 場合

<u>イ</u> (略)

当該子の1歳到達日(当該非常勤職員 が前号に掲げる場合に該当してする 育児休業の期間の末日とされた日が 当該子の1歳到達日後である場合に あっては、当該末日とされた日)後の 期間においてこの号に掲げる場合に 該当して育児休業をしたことがない 場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場

- 第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定 第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定 める場合は、1歳6箇月から2歳に達するま での子を養育する非常勤職員が、次の各号 に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの条の規定に該当して 育児休業をしている場合であって次条第 7号に掲げる事情に該当するときは第2号 及び第3号に掲げる場合に該当する場合、 任命権者が定める特別の事情がある場合 にあっては同号に掲げる場合に該当する 場合)とする。
 - (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月 到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者 がこの条の規定に該当し、又はこれに相 当する場合に該当して地方等育児休業 をする場合にあっては、当該地方等育児 休業の期間の末日とされた日の翌日以 前の日)を育児休業の期間の初日とする 育児休業をしようとする場合

(2)及び(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が 当該子の1歳6箇月到達日後の期間にお いてこの条の規定に該当して育児休業 をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場 合)

める場合は、1歳6筒月から2歳に達するま での子を養育するため、非常勤職員が当該 子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳 6箇月到達日後の期間においてこの条の 規定に該当してその任期の末日を育児休 業の期間の末日とする育児休業をしてい る非常勤職員であって、当該任期の満了後 に引き続き採用されるものにあっては、当 該引き続き採用される日)を育児休業の期 間の初日とする育児休業をしようとする 場合であって、次の各号のいずれにも該当 するときとする。

(1)及び(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院 規則で定める期間を基準として条例で定 める期間)

第6条 育児休業法第2条第1項ただし書の

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情)

<u>第6条</u> (各号列記以外の部分略) (1)~(4) (略)

(5) (略)

- (6) 第4条第3号に掲げる場合に該当する こと又は<u>前条</u>の規定に該当すること。
- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規 則で定める期間を基準として条例で定め る期間)

第7条 育児休業法第2条第1項第1号の人事 院規則で定める期間を基準として条例で 定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第10条第1項ただし書の条例 で定める特別の事情)

第14条 (各号列記以外の部分略)

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条 第1項に規定する育児短時間勤務をい う。以下同じ。)をしている職員が、産 前の休業を始め、又は出産したことによ <u>人事院規則で定める期間を基準として条</u> 例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情)

第7条 (各号列記以外の部分略)

(1)~(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当した ことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 月以上の期間を経過したこと(当該育児 休業をした職員が、当該育児休業の承認 の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等 計画書により任命権者に申し出た場合 に限る。)。

(6) (略)

- (7) 第4条第3号に掲げる場合に該当する こと又は第5条の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の 末日とする育児休業をしている非常勤 職員が、当該育児休業に係る子につい て、当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該引き続き採用され る日を育児休業の期間の初日とする育 児休業をしようとすること。

(育児休業法第10条第1項ただし書の条例 で定める特別の事情)

第14条 (各号列記以外の部分略)

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条 第1項に規定する育児短時間勤務をい う。以下同じ。)をしている職員が、産 前の休業を始め、又は出産したことによ

- り、当該育児短時間勤務の承認が効力を 失った後、当該産前の休業又は出産に係 る子が<u>第6条第1号ア</u>又はイに掲げる場 合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、 第17条第1号に掲げる事由に該当した ことにより当該育児短時間勤務の承認 が取り消された後、同号に規定する承認 に係る子が<u>第6条第2号ア</u>又はイに掲げ る場合に該当することとなったこと。

$(3)\sim(5)$ (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった 場合における措置等)

- 第25条 任命権者は、職員が当該任命権者 に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠 し、又は出産したことその他これに準ずる 事実を申し出たときは、当該職員に対し て、育児休業に関する制度その他の事項を 知らせるとともに、育児休業の承認の請求 に係る当該職員の意向を確認するための 面談その他の措置を講じなければならな い。
- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申 出をしたことを理由として、当該職員が不 利益な取扱いを受けることがないように しなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に

- り、当該育児短時間勤務の承認が効力を 失った後、当該産前の休業又は出産に係 る子が<u>第7条第1号ア</u>又はイに掲げる場 合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、 第17条第1号に掲げる事由に該当した ことにより当該育児短時間勤務の承認 が取り消された後、同号に規定する承認 に係る子が<u>第7条第2号ア</u>又はイに掲げ る場合に該当することとなったこと。

(3)~(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) (略)

掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の 実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第7条 (第5号に係る部分に限る。)及び第14条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用 については、なお従前の例による。

理由

非常勤職員の育児休業の取得要件について、所要の改正等を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第3号

船橋市議会議員及び船橋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する 条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

船橋市長松戸

船橋市議会議員及び船橋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

船橋市議会議員及び船橋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する 条例(平成5年船橋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第4条 (各号列記以外の部分略)

- (1) (略)
- (2) (略)
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃

改正前

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第4条 (各号列記以外の部分略)

- (1) (略)
- (2) (略)
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃

料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用 自動車に供給した燃料の代金(当該選 挙運動用自動車(これに代わり使用さ れる他の選挙運動用自動車を含む。) が既に前条の規定による届出に係る 契約に基づき供給を受けた燃料の代 金と合算して、7.700円に当該候補者 につき法第86条の4第1項、第2項、第 5項、第6項又は第8項の規定による候 補者の届出のあった日から当該選挙 の期日の前日までの日数を乗じて得 た金額に達するまでの部分の金額で あることにつき、委員会が定めるとこ ろにより、当該候補者からの申請に基 づき、委員会が確認したものに限る。) ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公営)

ラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条 第1項第6号に定める枚数を超える場合に は、同号に定める枚数)を乗じて得た金額 の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成 することができる。この場合においては、 第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出 第8条 市は、候補者(前条の規定による届出 をした者に限る。)が同条の契約に基づき 当該契約の相手方であるビラの作成を業 とする者に支払うべき金額のうち、当該契 約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円 73銭を超える場合には、7円73銭)に、当 該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者 を通じて、法第142条第1項第6号に定める 枚数の範囲内のものであることにつき、委 員会が定めるところにより、当該候補者か らの申請に基づき、委員会が確認したもの に限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段 において準用する第2条ただし書に規定

料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用 自動車に供給した燃料の代金(当該選 挙運動用自動車(これに代わり使用さ れる他の選挙運動用自動車を含む。) が既に前条の規定による届出に係る 契約に基づき供給を受けた燃料の代 金と合算して、7,560円に当該候補者 につき法第86条の4第1項、第2項、第 5項、第6項又は第8項の規定による候 補者の届出のあった日から当該選挙 の期日の前日までの日数を乗じて得 た金額に達するまでの部分の金額で あることにつき、委員会が定めるとこ ろにより、当該候補者からの申請に基 づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略) (選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、7円73銭に選挙運動用ビ 第6条 候補者は、7円51銭に選挙運動用ビ ラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条 第1項第6号に定める枚数を超える場合に は、同号に定める枚数)を乗じて得た金額 の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成 することができる。この場合においては、 第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

をした者に限る。)が同条の契約に基づき 当該契約の相手方であるビラの作成を業 とする者に支払うべき金額のうち、当該契 約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円 51銭を超える場合には、7円51銭)に、当 該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者 を通じて、法第142条第1項第6号に定める 枚数の範囲内のものであることにつき、委 員会が定めるところにより、当該候補者か らの申請に基づき、委員会が確認したもの に限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段 において準用する第2条ただし書に規定 する要件に該当する場合に限り、当該ビラ の作成を業とする者からの請求に基づき、 その者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、28円35銭に当該選挙のポー第9条 候補者は、27円50銭に当該選挙のポー スター掲示場の数から500を減じて得た 数を乗じて得た金額に586,905円を加え た金額を当該選挙のポスター掲示場の数 で除して得た金額(1円未満の端数がある 場合には、その端数は、1円とする。第11 条において同じ。)に、選挙運動用ポスタ 一の作成枚数(当該作成枚数が当該選挙の ポスター掲示場の数に相当する数を超え る場合には、当該相当する数)を乗じて得 た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを 無料で作成することができる。この場合に おいては、第2条ただし書の規定を準用す

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支 払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届) 出をした者に限る。)が同条の契約に基づ き当該契約の相手方であるポスターの作 成を業とする者に支払うべき金額のうち、 当該契約に基づき作成された選挙運動用 ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作 成単価が、28円35銭に当該選挙のポスタ ー掲示場の数から500を減じて得た数を 乗じて得た金額に586,905円を加えた金 額を当該選挙のポスター掲示場の数で除 して得た金額を超える場合には、当該除し て得た金額)に、当該選挙運動用ポスター の作成枚数(当該候補者を通じて、当該選 挙のポスター掲示場の数に相当する数の 範囲内のものであることにつき、委員会が 定めるところにより、当該候補者からの申 請に基づき、委員会が確認したものに限 る。)を乗じて得た金額を、第9条後段にお いて準用する第2条ただし書に規定する する要件に該当する場合に限り、当該ビラ の作成を業とする者からの請求に基づき、 その者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

スター掲示場の数から500を減じて得た 数を乗じて得た金額に573.030円を加え た金額を当該選挙のポスター掲示場の数 で除して得た金額(1円未満の端数がある 場合には、その端数は、1円とする。第11 条において同じ。)に、選挙運動用ポスタ ーの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙の ポスター掲示場の数に相当する数を超え る場合には、当該相当する数)を乗じて得 た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを 無料で作成することができる。この場合に おいては、第2条ただし書の規定を準用す る。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支 払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届 出をした者に限る。)が同条の契約に基づ き当該契約の相手方であるポスターの作 成を業とする者に支払うべき金額のうち、 当該契約に基づき作成された選挙運動用 ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作 成単価が、27円50銭に当該選挙のポスタ ー掲示場の数から500を減じて得た数を 乗じて得た金額に573,030円を加えた金 額を当該選挙のポスター掲示場の数で除 して得た金額を超える場合には、当該除し て得た金額)に、当該選挙運動用ポスター の作成枚数(当該候補者を通じて、当該選 挙のポスター掲示場の数に相当する数の 範囲内のものであることにつき、委員会が 定めるところにより、当該候補者からの申 請に基づき、委員会が確認したものに限 る。)を乗じて得た金額を、第9条後段にお いて準用する第2条ただし書に規定する 要件に該当する場合に限り、当該ポスター の作成を業とする者からの請求に基づき、 その者に対し支払う。

要件に該当する場合に限り、当該ポスター の作成を業とする者からの請求に基づき、 その者に対し支払う。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市議会議員及び船橋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公 営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日 を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙につ いては、なお従前の例による。

理由

公職選挙法施行令の一部改正にならい、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費 に係る限度額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

船橋市が管理する道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の一部を改 正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

船橋市長松戸

船橋市が管理する道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の一部 を改正する条例

船橋市が管理する道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例(平成24 年船橋市条例第75号)の一部を次のように改正する。

	改正後			改正前			
	(案内標識の寸法)				(案内標識の寸法)		
第	3条 (表以	以外の部分	略)	第	第3条 (表以外の部分略)		
	案内	標識	寸法		案内	標識	寸法
	種類	番号			種類	番号	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	待避所	(<u>116</u> の	(略)		待避所	(<u>116</u> の	(略)
		<u>5</u>)				<u>3</u>)	
	駐車場	(略)	(略)		駐車場	(略)	(略)
	総重量限	<u>(11804</u>	縦70センチメート				
	度緩和指	<u>—A)</u>	ル、横(案内標識の最				
	定道路		大横幅をいう。)100				
			センチメートル				
	総重量限	<u>(11804</u>	縦70センチメート				
	度緩和指	<u>—B)</u>	ル、横(案内標識の最				
	定道路		大横幅をいう。)100				
			センチメートル				
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
2	(略)			2	(略)		

3 「駐車場(117—A)」、「総重量限度緩和 指定道路(118の4—A)(118の4—B)」及び 「まわり道(120—A)」を表示する案内標 識については、道路の形状又は交通の状況 により特別の必要がある場合にあっては、 第1項に規定する寸法(前項の規定により 横寸法を拡大する場合にあっては、拡大後 の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞ れ拡大することができる。

4及び5 (略)

- 6 (各号列記以外の部分略)
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 縁の太さは、「駐車場(117—A)」及び「まわり道(120—B)」を表示するものについては9ミリメートルを、「総重量限度緩和指定道路(118の4—A)(118の4—B)」を表示するものについては16ミリメートルを、「道路の通称名(119—A)(119—B)(119—C)」を表示するものについては8ミリメートルを、その他のものについては8ミリメートルを、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とすること。
 - (4) (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

3 「駐車場(117—A)」及び「まわり道(120—A)」を表示する案内標識については、 道路の形状又は交通の状況により特別の 必要がある場合にあっては、第1項に規定 する寸法(前項の規定により横寸法を拡大 する場合にあっては、拡大後の寸法)の1.3 倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大するこ とができる。

4及び5 (略)

- 6 (各号列記以外の部分略)
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 縁の太さは、「駐車場(117—A)」及び「まわり道(120—B)」を表示するものについては9ミリメートルを、「道路の通称名(119—A)(119—B)(119—C)」を表示するものについては8ミリメートルを、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とすること。

(4) (略)

理由

総重量限度緩和指定道路を表示する案内標識を設けるため、案内標識の寸法について、 所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

船橋市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のよ うに制定する。

令和4年8月29日提出

船橋市長松 徹 戸

船橋市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例(平成24年船橋市条例第76 号)の一部を次のように改正する。

改正後

(車線等)

第3条 車道(副道、停車帯及び自転車通行帯 | 第3条 車道(副道及び停車帯並びに道路構 並びに道路構造令施行規則(昭和46年建設 省令第7号。以下「省令」という。)第2条 に規定する部分を除く。)は、車線により 構成されるものとする。ただし、第3種第 5級又は第4種第4級の道路にあっては、こ の限りでない。

2~4 (略)

の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、 4メートルとするものとする。ただし、当 該普通道路の計画交通量が極めて少なく、 かつ、地形の状況その他の特別の理由によ りやむを得ない場合又は第32条の規定に より車道に狭窄部を設ける場合において は、3メートルとすることができる。

(副道)

第5条 (略)

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4 2 副道の幅員は、4メートルを標準とする

改正前

(車線等)

造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以 下「省令」という。)第2条に規定する部分 を除く。)は、車線により構成されるもの とする。ただし、第3種第5級又は第4種第 4級の道路にあっては、この限りでない。

2~4 (略)

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路 の車道の幅員は、4メートルとするものと する。ただし、当該普通道路の計画交通量 が極めて少なく、かつ、地形の状況その他 の特別の理由によりやむを得ない場合又 は第32条の規定により車道に狭窄部を設 ける場合においては、3メートルとするこ とができる。

(副道)

第5条 (略)

メートルを標準とするものとする。 (自転車通行帯)

- 第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多 い道路(自転車道を設ける道路を除く。)に は、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路 にあっては、停車帯の右側。次項において 同じ。)に自転車通行帯を設けるものとす る。ただし、地形の状況その他の特別の理 由によりやむを得ない場合においては、こ の限りでない。
- 2 自転車の交通量が多い道路又は自動車 及び歩行者の交通量が多い道路(自転車道 を設ける道路及び前項に規定する道路を 除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保 するため自転車の通行を分離する必要が ある場合においては、車道の左端寄りに自 転車通行帯を設けるものとする。ただし、 地形の状況その他の特別の理由によりや むを得ない場合においては、この限りでな V)
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上 とするものとする。ただし、地形の状況そ の他の特別の理由によりやむを得ない場 合においては、1メートルまで縮小するこ とができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転 車の交通の状況を考慮して定めるものと する。

(自転車道)

- 第3種(第4級及び第5級を除く。次項におい て同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除 く。同項において同じ。)の道路で設計速 度が1時間につき60キロメートル以上で あるものには、自転車道を道路の各側に設 けるものとする。ただし、地形の状況その 他の特別の理由によりやむを得ない場合 においては、この限りでない。
- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第 2 自転車の交通量が多い道路又は自動車

ものとする。

(自転車道)

- 第8条 自動車及び自転車の交通量が多い 第8条 自動車及び自転車の交通量が多い 道路には、自転車道を道路の各側に設ける ものとする。ただし、地形の状況その他の 特別の理由によりやむを得ない場合にお いては、この限りでない。
 - 4種の道路又は自動車及び歩行者の交通 及び歩行者の交通量が多い道路(前項に規

量が多い第3種若しくは第4種の道路で設 計速度が1時間につき60キロメートル以 上であるもの(前項に規定する道路を除 く。)には、安全かつ円滑な交通を確保す るため自転車の通行を分離する必要があ る場合においては、自転車道を道路の各側 に設けるものとする。ただし、地形の状況 その他の特別の理由によりやむを得ない 場合においては、この限りでない。

3~5 (略)

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車| 第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車 道又は自転車通行帯を設ける道路を除 く。)には、自転車歩行者道を道路の各側 に設けるものとする。ただし、地形の状況 その他の特別の理由によりやむを得ない 場合においては、この限りでない。

2~4 (略)

(歩道)

第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転 第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転 車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行 者の交通量が多い第3種(第5級を除く。) の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除 く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯 を設ける第3種若しくは第4種第4級の道 路には、その各側に歩道を設けるものとす る。ただし、地形の状況その他の特別の理 由によりやむを得ない場合においては、こ の限りでない。

2~5 (略)

(待避所)

第30条 (各号列記以外の部分略)

- (1)及び(2) (略)
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上と し、その区間の車道(自転車通行帯を除 く。)の幅員は、5メートル以上とするこ と。

(小区間改築の場合の特例)

第39条 道路の交通に著しい支障がある小 第39条 道路の交通に著しい支障がある小 区間について応急措置として改築を行う

定する道路を除く。)には、安全かつ円滑 な交通を確保するため自転車の通行を分 離する必要がある場合においては、自転車 道を道路の各側に設けるものとする。ただ し、地形の状況その他の特別の理由により やむを得ない場合においては、この限りで ない。

3~5 (略)

(自転車歩行者道)

道を設ける道路を除く。)には、自転車歩 行者道を道路の各側に設けるものとする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由に よりやむを得ない場合においては、この限 りでない。

2~4 (略)

(歩道)

車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行 者の交通量が多い第3種(第5級を除く。) の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除 く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは 第4種第4級の道路には、その各側に歩道 を設けるものとする。ただし、地形の状況 その他の特別の理由によりやむを得ない 場合においては、この限りでない。

2~5 (略)

(待避所)

第30条 (各号列記以外の部分略)

(1)及び(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上と し、その区間の車道の幅員は、5メート ル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

区間について応急措置として改築を行う

場合(次項に規定する改築を行う場合を除 く。)において、これに隣接する他の区間 の道路の構造が、第3条、第4条第3項から 第5項まで、第5条、第7条、第7条の2第3 項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、 第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び 第3項、第15条から第22条まで、第23条第 3項並びに第25条の規定による基準に適 合していないためこれらの規定による基 準をそのまま適用することが適当でない と認められるときは、これらの規定による 基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障 がある小区間について応急措置として改 築を行う場合において、当該道路の状況等 からみて第3条、第4条第3項から第5項ま で、第5条、第6条第2項、第7条、第7条の 2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3 項、第10条第3項及び第4項、第12条第2 項及び第3項、第19条第1項、第21条第2 項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並 びに第41条第1項の規定による基準をそ のまま適用することが適当でないと認め られるときは、これらの規定による基準に よらないことができる。

場合(次項に規定する改築を行う場合を除 く。)において、これに隣接する他の区間 の道路の構造が、第3条、第4条第3項から 第5項まで、第5条、第7条、第8条第3項、 第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び 第4項、第12条第2項及び第3項、第15条か ら第22条まで、第23条第3項並びに第25 条の規定による基準に適合していないた めこれらの規定による基準をそのまま適 用することが適当でないと認められると きは、これらの規定による基準によらない ことができる。

がある小区間について応急措置として改 築を行う場合において、当該道路の状況等 からみて第3条、第4条第3項から第5項ま で、第5条、第6条第2項、第7条、第8条第 3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3 項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第 19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、 次条第1項及び第2項並びに第41条第1項 の規定による基準をそのまま適用するこ とが適当でないと認められるときは、これ らの規定による基準によらないことがで きる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

道路構造令の一部改正に基づき、自転車通行帯について、所要の定め等をする必要があ る。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

損害賠償の額の決定及び和解について

道路管理瑕疵による損害賠償請求について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和4年8月29日提出

船橋市長松戸

記

1 相手方

船橋市前貝塚町645番地 学校法人田中学園 理事長 田中 恒文

2 要旨

- (1) 損害賠償の額は、1,266,903円とする。
- (2) (1)による賠償金のほか、当事者間には何らの債権債務のないことを確認し、相手方は、船橋市に対し何らの請求もしない。

理 由

道路管理瑕疵による損害賠償請求について、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第7号

市道の路線認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

令和4年8月29日提出

船橋市長松戸

認定

路線番号	起	点	終	点	路	線	内 訳	備	考
2HW11H	Ų		7 .	7	巾員	m	延 長m	<i>0113</i>	•
62-103	大穴南1丁目62	21-52	大穴南1丁目6	554-104	4.	00	182. 82		
					5.	50			
62-104	大穴南1丁目 62	21-12	大穴南1丁目6	521-23	5.	00	129. 58		
					5.	00			
合計							312. 40		

理由

市道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第8号

教育委員会教育長任命の同意を求めることについて

教育委員会教育長松本 文化は、令和4年10月14日をもって任期が満了するので、 松本 淳を後任の教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第9号

教育委員会委員任命の同意を求めることについて

教育委員会委員佐藤 秀樹は、令和4年10月15日をもって任期が満了するので、蓮 池 政貴を後任の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭 和31年法律第162号)第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年8月29日提出

船橋市長松戸

議案第10号

公平委員会委員選任の同意を求めることについて

公平委員会委員上野 雅威は、令和4年7月31日をもって退職したので、近藤 裕香を後任の委員に選任したいから、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第1号

決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予算現額
10 市税		97, 909, 900, 000
	10 市民税	47, 329, 120, 000
	15 固定資産税	36, 535, 690, 000
	20 軽自動車税	648, 220, 000
	25 市たばこ税	3, 629, 000, 000
	30 特別土地保有税	100, 000
	32 入湯税	3, 200, 000
	35 事業所税	2, 062, 480, 000
	40 都市計画税	7, 702, 090, 000
15 地方譲与税		908, 000, 000
	12 地方揮発油譲与税	221, 200, 000
	15 自動車重量譲与税	611, 600, 000
	20 地方道路譲与税	100, 000
	22 森林環境譲与税	50, 700, 000
	25 特別とん譲与税	24, 400, 000
20 利子割交付金		65, 700, 000
	10 利子割交付金	65, 700, 000
21 配当割交付金		513, 600, 000
	10 配当割交付金	513, 600, 000
23 株式等譲渡所得割交付金		365, 200, 000
	10 株式等譲渡所得割交付金	365, 200, 000
24 地方消費税交付金		13, 147, 700, 000
	10 地方消費税交付金	13, 147, 700, 000
25 ゴルフ場利用税交付金		3, 300, 000
	10 ゴルフ場利用税交付金	3, 300, 000
26 法人事業税交付金		783, 400, 000
	10 法人事業税交付金	783, 400, 000
30 自動車取得税交付金		100,000

51, 929, 541, 098 50, 517, 836, 500 114, 533, 227 1, 297, 171, 371 3, 188, 37, 485, 983, 556 36, 982, 937, 848 25, 343, 792 477, 701, 916 447, 701, 236, 501 664, 261, 871 3, 861, 464 33, 113, 166 16,	額と の比較 288,870 716,500 247,848 041,871 269,407 100,000
51, 929, 541, 098 50, 517, 836, 500 114, 533, 227 1, 297, 171, 371 3, 188, 37, 485, 983, 556 36, 982, 937, 848 25, 343, 792 477, 701, 916 447, 701, 236, 501 664, 261, 871 3, 861, 464 33, 113, 166 16,	716, 500 247, 848 041, 871 269, 407 100, 000
37, 485, 983, 556 36, 982, 937, 848 25, 343, 792 477, 701, 916 447, 701, 236, 501 664, 261, 871 3, 861, 464 33, 113, 166 16,	247, 848 041, 871 269, 407 100, 000
701, 236, 501 664, 261, 871 3, 861, 464 33, 113, 166 16,	041, 871 269, 407 100, 000
	269, 407
3, 782, 269, 407	100, 000
0 0 0 △	\51. 400
3, 148, 600 0 0	, 100
2, 107, 350, 400 2, 103, 002, 460 0 4, 347, 940 40,	522, 460
7, 892, 042, 749 7, 768, 732, 184 6, 162, 456 117, 148, 109 66,	642, 184
1, 046, 757, 417	757, 417
249, 095, 000 249, 095, 000 0 27,	895, 000
712, 197, 000 712, 197, 000 0 100,	597, 000
4 4 0 0 2	∆ 99, 996
51, 803, 000	103, 000
33, 662, 413 0 0 9,	262, 413
72, 967, 000 72, 967, 000 0 7,	267, 000
72, 967, 000 72, 967, 000 0 7,	267, 000
755, 730, 000 755, 730, 000 0 242,	130, 000
755, 730, 000 755, 730, 000 0 242,	130, 000
955, 047, 000 955, 047, 000 0 589,	847, 000
955, 047, 000 955, 047, 000 0 589,	847, 000
14, 172, 000, 000	300,000
14, 172, 000, 000	300,000
3, 546, 901 0 0	246, 901
3, 546, 901 0 0	246, 901
974, 069, 000 974, 069, 000 0 190,	669,000
974, 069, 000 974, 069, 000 0 190,	669, 000
944 944 0 0 2	∖99, 056

款	項	予算現額
	10 自動車取得税交付金	100, 000
31 環境性能割交付金		120, 000, 000
	10 環境性能割交付金	120, 000, 000
35 国有提供施設等所在市助成交付金		200, 000, 000
	10 国有提供施設等所在市助成交付金	200, 000, 000
37 地方特例交付金		1, 605, 700, 000
	10 地方特例交付金	695, 900, 000
	30 新型コロナウイルス感染症対策地	909, 800, 000
	方税減収補塡特別交付金	
40 地方交付税		8, 722, 685, 000
	10 地方交付税	8, 722, 685, 000
45 交通安全対策特別交付金		57, 700, 000
	10 交通安全対策特別交付金	57, 700, 000
50 分担金及び負担金		1, 427, 686, 400
	10 負担金	1, 427, 686, 400
55 使用料及び手数料		4, 826, 300, 000
	10 使用料	3, 135, 490, 000
	15 手数料	1, 690, 810, 000
60 国庫支出金		67, 986, 755, 000
	10 国庫負担金	37, 521, 482, 000
	15 国庫補助金	30, 346, 743, 000
	20 委託金	118, 530, 000
65 県支出金		23, 958, 918, 000
	10 県負担金	10, 469, 281, 000
	15 県補助金	12, 140, 717, 000
	20 委託金	1, 348, 920, 000
70 財産収入		379, 900, 000
	10 財産運用収入	315, 390, 000

調 定 額 収 入 済 額 不 納 欠 捐 額 収 入 米 済 額 で					
126, 279, 408 126, 279, 408 0 6, 279, 408 126, 279, 408 126, 279, 408 0 0 6, 279, 408 200, 032, 000 200, 032, 000 0 0 32, 000 200, 032, 000 200, 032, 000 0 0 32, 000 1, 148, 318, 000 1, 148, 318, 000 0 0 A457, 382, 000 696, 773, 000 696, 773, 000 0 0 A458, 255, 000 451, 545, 000 451, 545, 000 0 0 A67, 000, 000 8, 655, 685, 000 8, 655, 685, 000 0 0 A67, 000, 000 64, 260, 000 64, 260, 000 0 0 A67, 000, 000 64, 260, 000 64, 260, 000 0 0 A67, 000, 000 1, 301, 223, 521 1, 280, 909, 125 1, 006, 200 19, 308, 196 A146, 777, 275 1, 544, 554, 736, 984 4, 487, 727, 062 760, 784 66, 249, 138 A338, 572, 938 2, 966, 440, 632 2, 900, 655, 555 721, 764 65, 663, 313 A235, 434, 445 1, 588, 296, 35	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と収入済額との比較
126, 279, 408 126, 279, 408 0 6, 279, 408 200, 032, 000 200, 032, 000 0 0 32, 000 200, 032, 000 200, 032, 000 0 0 32, 000 1, 148, 318, 000 1, 148, 318, 000 0 0 Δ457, 382, 000 696, 773, 000 696, 773, 000 0 0 A53, 000 451, 545, 000 451, 545, 600 0 0 Δ67, 000, 000 8, 655, 685, 000 8, 655, 685, 000 0 0 Δ67, 000, 000 8, 655, 685, 000 8, 655, 685, 000 0 0 Δ67, 000, 000 64, 260, 000 64, 260, 000 0 0 6, 560, 000 64, 260, 000 64, 260, 000 0 0 0 6, 560, 000 1, 301, 223, 521 1, 280, 909, 125 1, 006, 200 19, 308, 196 Δ146, 777, 275 4, 554, 736, 984 4, 487, 727, 062 760, 784 66, 249, 138 Δ338, 572, 933 2, 966, 440, 632 2, 900, 055, 555 721, 764 65, 663, 313 Δ235, 434, 445 1,	944	944	0	0	△99, 056
200,032,000 200,032,000 0 32,000 200,032,000 200,032,000 0 0 32,000 1,148,318,000 1,148,318,000 0 0 ∆457,382,000 696,773,000 696,773,000 0 0 873,000 451,545,000 451,545,000 0 0 ∆458,255,000 8,655,685,000 8,655,685,000 0 0 ∆67,000,000 64,260,000 64,260,000 0 0 6,560,000 64,260,000 64,260,000 0 0 6,560,000 1,301,223,521 1,280,909,125 1,006,200 19,308,196 ∆146,777,275 4,554,736,984 4,487,727,062 760,784 66,249,138 ∆338,572,938 2,966,440,632 2,900,055,555 721,764 65,663,313 ∆235,434,445 1,588,296,352 1,587,671,507 39,020 585,825 ∆103,138,493 66,107,709,748 64,018,195,748 0 2,089,514,000 ∆4,165,980,220 120,561,040 120,561,040 0 2,089	126, 279, 408	126, 279, 408	0	0	6, 279, 408
200,032,000 200,032,000 0 32,000 1,148,318,000 1,148,318,000 0 △457,382,000 696,773,000 696,773,000 0 0 873,000 451,545,000 451,545,000 0 0 △458,255,000 8,655,685,000 8,655,685,000 0 0 △67,000,000 8,655,685,000 8,655,685,000 0 0 △67,000,000 64,260,000 64,260,000 0 0 6,560,000 64,260,000 64,260,000 0 0 6,560,000 1,301,223,521 1,280,909,125 1,006,200 19,308,196 △146,777,275 4,554,736,984 4,487,727,062 760,784 66,249,138 △338,572,938 2,966,440,632 2,900,055,555 721,764 65,663,313 △235,434,445 1,588,296,352 1,587,671,507 39,020 585,825 △103,138,493 66,107,709,748 64,018,195,748 0 2,089,514,000 △4,165,980,220 120,561,040 120,561,040 0 2,089,514,000 </td <td>126, 279, 408</td> <td>126, 279, 408</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6, 279, 408</td>	126, 279, 408	126, 279, 408	0	0	6, 279, 408
1, 148, 318, 000 1, 148, 318, 000 0 △457, 382, 000 696, 773, 000 696, 773, 000 0 0 873, 000 451, 545, 000 451, 545, 000 0 0 △458, 255, 000 8, 655, 685, 000 8, 655, 685, 000 0 0 △67, 000, 000 8, 655, 685, 000 8, 655, 685, 000 0 0 △67, 000, 000 64, 260, 000 64, 260, 000 0 0 6, 560, 000 1, 301, 223, 521 1, 280, 909, 125 1, 006, 200 19, 308, 196 △146, 777, 275 1, 301, 223, 521 1, 280, 909, 125 1, 006, 200 19, 308, 196 △146, 777, 275 4, 554, 736, 984 4, 487, 727, 062 760, 784 66, 249, 138 △338, 572, 938 2, 966, 440, 632 2, 900, 055, 555 721, 764 65, 663, 313 △235, 434, 445 1, 588, 296, 352 1, 587, 671, 507 39, 020 585, 825 △103, 138, 493 66, 107, 709, 748 64, 018, 195, 748 0 2, 089, 514, 000 △3, 968, 559, 252 37, 716, 871, 928 37, 716, 871, 928 0 0 195, 389, 928 28, 270, 276, 780 26, 18	200, 032, 000	200, 032, 000	0	0	32, 000
696,773,000 696,773,000 0 873,000 451,545,000 451,545,000 0 △458,255,000 8,655,685,000 8,655,685,000 0 0 △67,000,000 8,655,685,000 8,655,685,000 0 0 △67,000,000 64,260,000 64,260,000 0 0 6,560,000 64,260,000 64,260,000 0 0 6,560,000 1,301,223,521 1,280,909,125 1,006,200 19,308,196 △146,777,275 1,301,223,521 1,280,909,125 1,006,200 19,308,196 △146,777,275 4,554,736,984 4,487,727,062 760,784 66,249,138 △338,572,938 2,966,440,632 2,900,055,555 721,764 65,663,313 △235,434,445 1,588,296,352 1,587,671,507 39,020 585,825 △103,138,493 66,107,709,748 64,018,195,748 0 2,089,514,000 △3,968,559,252 37,716,871,928 37,716,871,928 0 0 195,389,928 28,270,276,780 26,180,762,780	200, 032, 000	200, 032, 000	0	0	32, 000
451, 545, 000 451, 545, 000 0 △458, 255, 000 8, 655, 685, 000 8, 655, 685, 000 0 0 △67, 000, 000 8, 655, 685, 000 8, 655, 685, 000 0 0 △67, 000, 000 64, 260, 000 64, 260, 000 0 0 6, 560, 000 1, 301, 223, 521 1, 280, 909, 125 1, 006, 200 19, 308, 196 △146, 777, 275 1, 301, 223, 521 1, 280, 909, 125 1, 006, 200 19, 308, 196 △146, 777, 275 4, 554, 736, 984 4, 487, 727, 062 760, 784 66, 249, 138 △338, 572, 938 2, 966, 440, 632 2, 900, 055, 555 721, 764 65, 663, 313 △235, 434, 445 1, 588, 296, 352 1, 587, 671, 507 39, 020 585, 825 △103, 138, 493 66, 107, 709, 748 64, 018, 195, 748 0 2, 089, 514, 000 △3, 968, 559, 252 37, 716, 871, 928 0 0 195, 389, 928 28, 270, 276, 780 26, 180, 762, 780 0 2, 089, 514, 000 △4, 165, 980, 220 120, 561, 040 120, 561, 040 0 0 2, 031, 040 22, 943, 160, 725 22, 933, 160, 725	1, 148, 318, 000	1, 148, 318, 000	0	0	△457, 382, 000
8,655,685,000 8,655,685,000 0 0 △67,000,000 8,655,685,000 8,655,685,000 0 0 △67,000,000 64,260,000 64,260,000 0 0 6,560,000 64,260,000 64,260,000 0 0 6,560,000 1,301,223,521 1,280,909,125 1,006,200 19,308,196 △146,777,275 1,301,223,521 1,280,909,125 1,006,200 19,308,196 △146,777,275 4,554,736,984 4,487,727,062 760,784 66,249,138 △338,572,938 2,966,440,632 2,900,055,555 721,764 65,663,313 △235,434,445 1,588,296,352 1,587,671,507 39,020 585,825 △103,138,493 66,107,709,748 64,018,195,748 0 2,089,514,000 △3,968,559,252 37,716,871,928 0 0 195,389,928 28,270,276,780 26,180,762,780 0 2,089,514,000 △4,165,980,20 120,561,040 120,561,040 0 0 2,031,040 22,943,160,725 22,933	696, 773, 000	696, 773, 000	0	0	873, 000
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	451, 545, 000	451, 545, 000	0	0	△458, 255, 000
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$					
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	8, 655, 685, 000	8, 655, 685, 000	0	0	△67, 000, 000
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	8, 655, 685, 000	8, 655, 685, 000	0	0	△67, 000, 000
1, 301, 223, 521 1, 280, 909, 125 1, 006, 200 19, 308, 196 \triangle 146, 777, 275 1, 301, 223, 521 1, 280, 909, 125 1, 006, 200 19, 308, 196 \triangle 146, 777, 275 4, 554, 736, 984 4, 487, 727, 062 760, 784 66, 249, 138 \triangle 338, 572, 938 2, 966, 440, 632 2, 900, 055, 555 721, 764 65, 663, 313 \triangle 235, 434, 445 1, 588, 296, 352 1, 587, 671, 507 39, 020 585, 825 \triangle 103, 138, 493 66, 107, 709, 748 64, 018, 195, 748 0 2, 089, 514, 000 \triangle 3, 968, 559, 252 37, 716, 871, 928 37, 716, 871, 928 0 0 195, 389, 928 28, 270, 276, 780 26, 180, 762, 780 0 2, 089, 514, 000 \triangle 4, 165, 980, 220 120, 561, 040 120, 561, 040 0 0 2, 031, 040 22, 943, 160, 725 22, 933, 160, 725 0 10, 000, 000 \triangle 1, 025, 757, 275 10, 270, 741, 870 0 0 \triangle 19, 853, 136, 332 1, 374, 838, 187 1, 374, 838, 187 0 0 309, 340 289, 216, 869	64, 260, 000	64, 260, 000	0	0	6, 560, 000
1, 301, 223, 521 1, 280, 909, 125 1, 006, 200 19, 308, 196 \triangle 146, 777, 275 4, 554, 736, 984 4, 487, 727, 062 760, 784 66, 249, 138 \triangle 338, 572, 938 2, 966, 440, 632 2, 900, 055, 555 721, 764 65, 663, 313 \triangle 235, 434, 445 1, 588, 296, 352 1, 587, 671, 507 39, 020 585, 825 \triangle 103, 138, 493 66, 107, 709, 748 64, 018, 195, 748 0 2, 089, 514, 000 \triangle 3, 968, 559, 252 37, 716, 871, 928 37, 716, 871, 928 0 0 195, 389, 928 28, 270, 276, 780 26, 180, 762, 780 0 2, 089, 514, 000 \triangle 4, 165, 980, 220 120, 561, 040 120, 561, 040 0 0 2, 031, 040 22, 943, 160, 725 22, 933, 160, 725 0 10, 000, 000 \triangle 1, 025, 757, 275 10, 270, 741, 870 0 0 \triangle 198, 539, 130 11, 297, 580, 668 11, 287, 580, 668 0 10, 000, 000 \triangle 853, 136, 332 1, 374, 838, 187 1, 374, 838, 187 0 0 25, 918, 187 669, 426, 209 669, 116, 869 0 309, 340 289, 216, 869 <td>64, 260, 000</td> <td>64, 260, 000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6, 560, 000</td>	64, 260, 000	64, 260, 000	0	0	6, 560, 000
4,554,736,9844,487,727,062760,784 $66,249,138$ $\triangle 338,572,938$ 2,966,440,6322,900,055,555721,764 $65,663,313$ $\triangle 235,434,445$ 1,588,296,3521,587,671,50739,020 $585,825$ $\triangle 103,138,493$ $66,107,709,748$ $64,018,195,748$ 02,089,514,000 $\triangle 3,968,559,252$ 37,716,871,92837,716,871,92800195,389,92828,270,276,78026,180,762,78002,089,514,000 $\triangle 4,165,980,220$ 120,561,040120,561,040002,031,04022,943,160,72522,933,160,725010,000,000 $\triangle 1,025,757,275$ 10,270,741,87010,270,741,87000 $\triangle 198,539,130$ 11,297,580,66811,287,580,668010,000,000 $\triangle 853,136,332$ 1,374,838,1871,374,838,18700309,340289,216,869	1, 301, 223, 521	1, 280, 909, 125	1,006,200	19, 308, 196	$\triangle 146, 777, 275$
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1, 301, 223, 521	1, 280, 909, 125	1,006,200	19, 308, 196	$\triangle 146, 777, 275$
$1,588,296,352$ $1,587,671,507$ $39,020$ $585,825$ $\triangle 103,138,493$ $66,107,709,748$ $64,018,195,748$ 0 $2,089,514,000$ $\triangle 3,968,559,252$ $37,716,871,928$ $37,716,871,928$ 0 0 $195,389,928$ $28,270,276,780$ $26,180,762,780$ 0 $2,089,514,000$ $\triangle 4,165,980,220$ $120,561,040$ $120,561,040$ 0	4, 554, 736, 984	4, 487, 727, 062	760, 784	66, 249, 138	△338, 572, 938
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	2, 966, 440, 632	2, 900, 055, 555	721, 764	65, 663, 313	△235, 434, 445
$37,716,871,928$ $37,716,871,928$ 0 0 $195,389,928$ $28,270,276,780$ $26,180,762,780$ 0 $2,089,514,000$ $\triangle 4,165,980,220$ $120,561,040$ $120,561,040$ 0 0 0 0 0 $22,943,160,725$ 0	1, 588, 296, 352	1, 587, 671, 507	39, 020	585, 825	△103, 138, 493
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	66, 107, 709, 748	64, 018, 195, 748	0	2, 089, 514, 000	△3, 968, 559, 252
120, 561, 040 $120, 561, 040$ 0	37, 716, 871, 928	37, 716, 871, 928	0	0	195, 389, 928
$22, 943, 160, 725$ $22, 933, 160, 725$ 0 $10, 000, 000$ $\triangle 1, 025, 757, 275$ $10, 270, 741, 870$ $10, 270, 741, 870$ 0 0 $\triangle 198, 539, 130$ $11, 297, 580, 668$ $11, 287, 580, 668$ 0 $10, 000, 000$ $\triangle 853, 136, 332$ $1, 374, 838, 187$ $1, 374, 838, 187$ 0 <	28, 270, 276, 780	26, 180, 762, 780	0	2, 089, 514, 000	△4, 165, 980, 220
10, 270, 741, 870 $10, 270, 741, 870$ 0 <td>120, 561, 040</td> <td>120, 561, 040</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2, 031, 040</td>	120, 561, 040	120, 561, 040	0	0	2, 031, 040
11, 297, 580, 668 11, 287, 580, 668 0 10, 000, 000 △853, 136, 332 1, 374, 838, 187 0 0 25, 918, 187 669, 426, 209 669, 116, 869 0 309, 340 289, 216, 869	22, 943, 160, 725	22, 933, 160, 725	0	10, 000, 000	$\triangle 1,025,757,275$
1, 374, 838, 187 1, 374, 838, 187 0 0 25, 918, 187 669, 426, 209 669, 116, 869 0 309, 340 289, 216, 869	10, 270, 741, 870	10, 270, 741, 870	0	0	△198, 539, 130
669, 426, 209 669, 116, 869 0 309, 340 289, 216, 869	11, 297, 580, 668	11, 287, 580, 668	0	10, 000, 000	△853, 136, 332
	1, 374, 838, 187	1, 374, 838, 187	0	0	25, 918, 187
341, 507, 279 341, 197, 939 0 309, 340 25, 807, 939	669, 426, 209	669, 116, 869	0	309, 340	289, 216, 869
	341, 507, 279	341, 197, 939	0	309, 340	25, 807, 939

款	項	予算現額
	15 財産売払収入	64, 510, 000
75 寄附金		1, 467, 342, 000
	10 寄附金	1, 467, 342, 000
80 繰入金		5, 107, 692, 000
	10 基金繰入金	5, 107, 692, 000
85 繰越金		1, 516, 490, 804
	10 繰越金	1, 516, 490, 804
90 諸収入		9, 573, 708, 000
	10 延滞金・加算金及び過料	185, 330, 000
	15 市預金利子	20,000
	20 貸付金元利収入	2, 753, 720, 000
	25 受託事業収入	581, 260, 000
	30 収益事業収入	60, 000, 000
	35 雑入	5, 993, 378, 000
95 市債		21, 720, 700, 000
	10 市債	21, 720, 700, 000
歳	合 計	262, 368, 477, 204

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と収入済額との比較
327, 918, 930	327, 918, 930	0	0	263, 408, 930
1, 580, 940, 499	1, 580, 940, 499	0	0	113, 598, 499
1, 580, 940, 499	1, 580, 940, 499	0	0	113, 598, 499
179, 447, 196	179, 447, 196	0	0	△4, 928, 244, 804
179, 447, 196	179, 447, 196	0	0	△4, 928, 244, 804
1, 516, 490, 804	1, 516, 490, 804	0	0	0
1, 516, 490, 804	1, 516, 490, 804	0	0	0
10, 854, 582, 193	9, 771, 498, 592	71, 686, 206	1, 011, 397, 395	197, 790, 592
233, 626, 550	233, 055, 260	0	571, 290	47, 725, 260
15, 928	15, 928	0	0	△4, 072
2, 782, 741, 459	2, 765, 063, 249	0	17, 678, 210	11, 343, 249
562, 538, 624	562, 538, 624	0	0	\triangle 18, 721, 376
210, 000, 000	210, 000, 000	0	0	150, 000, 000
7, 065, 659, 632	6, 000, 825, 531	71, 686, 206	993, 147, 895	7, 447, 531
17, 674, 500, 000	17, 674, 500, 000	0	0	△4, 046, 200, 000
17, 674, 500, 000	17, 674, 500, 000	0	0	△4, 046, 200, 000
259, 458, 482, 860	254, 108, 868, 160	223, 354, 129	5, 126, 260, 571	△8, 259, 609, 044

款	項	予 算 現 額
10 議会費		967, 900, 000
	10 議会費	967, 900, 000
15 総務費		19, 932, 167, 360
	10 総務管理費	16, 177, 120, 360
	15 徴税費	1, 574, 207, 397
	20 戸籍住民基本台帳費	1, 496, 780, 421
	25 選挙費	507, 419, 182
	30 統計調査費	51, 510, 000
	35 監査委員費	125, 130, 000
20 民生費		118, 593, 430, 090
	10 社会福祉費	45, 564, 952, 702
	15 児童福祉費	55, 478, 917, 059
	20 生活保護費	17, 533, 800, 329
	25 災害救助費	15, 760, 000
25 衛生費		36, 362, 075, 000
	10 保健衛生費	29, 024, 983, 000
	15 清掃費	7, 337, 092, 000
30 労働費		209, 743, 000
	10 労働諸費	209, 743, 000
35 農林水産業費		517, 999, 000
	10 農業費	394, 820, 000
	15 林業費	59, 792, 832
	20 水産業費	63, 386, 168
40 商工費		6, 076, 995, 000
	10 商工費	6, 076, 995, 000
45 土木費		22, 299, 816, 094
	10 土木管理費	818, 676, 095
	15 道路橋りょう費	5, 404, 539, 342

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
937, 468, 640	0	30, 431, 360	30, 431, 360
937, 468, 640	0	30, 431, 360	30, 431, 360
18, 832, 997, 460	32, 102, 070	1, 067, 067, 830	1, 099, 169, 900
15, 297, 892, 083	32, 102, 070	847, 126, 207	879, 228, 277
1, 504, 875, 021	0	69, 332, 376	69, 332, 376
1, 430, 095, 246	0	66, 685, 175	66, 685, 175
430, 999, 103	0	76, 420, 079	76, 420, 079
45, 929, 142	0	5, 580, 858	5, 580, 858
123, 206, 865	0	1, 923, 135	1, 923, 135
110, 936, 936, 908	3, 477, 017, 400	4, 179, 475, 782	7, 656, 493, 182
40, 427, 569, 072	3, 234, 842, 000	1, 902, 541, 630	5, 137, 383, 630
53, 272, 966, 536	242, 175, 400	1, 963, 775, 123	2, 205, 950, 523
17, 227, 646, 177	0	306, 154, 152	306, 154, 152
8, 755, 123	0	7, 004, 877	7, 004, 877
33, 989, 013, 723	43, 890, 000	2, 329, 171, 277	2, 373, 061, 277
26, 855, 619, 334	0	2, 169, 363, 666	2, 169, 363, 666
7, 133, 394, 389	43, 890, 000	159, 807, 611	203, 697, 611
194, 451, 233	0	15, 291, 767	15, 291, 767
194, 451, 233	0	15, 291, 767	15, 291, 767
488, 650, 022	0	29, 348, 978	29, 348, 978
373, 590, 033	0	21, 229, 967	21, 229, 967
57, 775, 901	0	2, 016, 931	2, 016, 931
57, 284, 088	0	6, 102, 080	6, 102, 080
5, 943, 864, 319	0	133, 130, 681	133, 130, 681
5, 943, 864, 319	0	133, 130, 681	133, 130, 681
18, 918, 440, 545	2, 623, 331, 175	758, 044, 374	3, 381, 375, 549
803, 208, 779	0	15, 467, 316	15, 467, 316
4, 053, 088, 516	1, 118, 819, 716	232, 631, 110	1, 351, 450, 826

款	項	予算現額
	20 河川費	2, 371, 966, 581
	25 港湾費	110, 185, 000
	30 都市計画費	12, 514, 413, 753
	35 住宅費	1, 080, 035, 323
50 消防費		6, 292, 300, 000
	10 消防費	6, 292, 300, 000
55 教育費		30, 648, 391, 338
	10 教育総務費	6, 041, 487, 497
	15 小学校費	6, 841, 962, 696
	20 中学校費	4, 544, 362, 991
	25 高等学校費	1, 248, 716, 446
	30 特別支援学校費	453, 514, 235
	35 社会教育費	4, 409, 284, 966
	40 保健体育費	7, 109, 062, 507
65 公債費		20, 231, 227, 000
	10 公債費	20, 231, 227, 000
75 予備費		236, 433, 322
	10 予備費	236, 433, 322
歳 出	合 計	262, 368, 477, 204

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1, 549, 705, 625	640, 306, 049	181, 954, 907	822, 260, 956
59, 287, 090	50, 025, 000	872, 910	50, 897, 910
11, 442, 975, 853	798, 339, 410	273, 098, 490	1, 071, 437, 900
1, 010, 174, 682	15, 841, 000	54, 019, 641	69, 860, 641
6, 235, 514, 368	0	56, 785, 632	56, 785, 632
6, 235, 514, 368	0	56, 785, 632	56, 785, 632
26, 823, 367, 828	1, 836, 257, 000	1, 988, 766, 510	3, 825, 023, 510
5, 661, 094, 609	0	380, 392, 888	380, 392, 888
5, 441, 192, 737	913, 911, 000	486, 858, 959	1, 400, 769, 959
3, 142, 614, 508	841, 883, 000	559, 865, 483	1, 401, 748, 483
1, 217, 805, 277	0	30, 911, 169	30, 911, 169
335, 378, 868	64, 000, 000	54, 135, 367	118, 135, 367
4, 167, 930, 260	1, 100, 000	240, 254, 706	241, 354, 706
6, 857, 351, 569	15, 363, 000	236, 347, 938	251, 710, 938
20, 156, 432, 430	0	74, 794, 570	74, 794, 570
20, 156, 432, 430	0	74, 794, 570	74, 794, 570
0	0	236, 433, 322	236, 433, 322
0	0	236, 433, 322	236, 433, 322
243, 457, 137, 476	8, 012, 597, 645	10, 898, 742, 083	18, 911, 339, 728

歳入歳出差引残額

10,651,730,684円

うち基金繰入額

9,687,721,439円

令和 4 年 8 月 29 日 提出

認定第2号

決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長松戸

歳 入

款	項	予算現額
10 国民健康保険料		10, 685, 000, 000
	10 国民健康保険料	10, 685, 000, 000
15 国庫支出金		100,000
	15 国庫補助金	100,000
25 県支出金		35, 315, 000, 000
	10 県補助金	35, 315, 000, 000
33 財産収入		500,000
	10 財産運用収入	500, 000
35 繰入金		5, 214, 300, 000
	10 他会計繰入金	5, 142, 300, 000
	15 基金繰入金	72, 000, 000
40 繰越金		100,000
	10 繰越金	100,000
45 諸収入		150, 000, 000
	10 延滞金・加算金及び過料	80, 090, 000
	25 一部負担金	10,000
	30 雑入	69, 900, 000
歳 入	合 計	51, 365, 000, 000

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
13, 415, 625, 251	10, 651, 457, 899	362, 508, 939	2, 401, 658, 413	$\triangle 33, 542, 101$
13, 415, 625, 251	10, 651, 457, 899	362, 508, 939	2, 401, 658, 413	\triangle 33, 542, 101
26, 730, 000	26, 730, 000	0	0	26, 630, 000
26, 730, 000	26, 730, 000	0	0	26, 630, 000
35, 125, 455, 700	35, 125, 455, 700	0	0	△189, 544, 300
35, 125, 455, 700	35, 125, 455, 700	0	0	△189, 544, 300
22, 809	22, 809	0	0	△477, 191
22, 809	22, 809	0	0	△477, 191
5, 000, 770, 198	5, 000, 770, 198	0	0	△213, 529, 802
4, 928, 770, 198	4, 928, 770, 198	0	0	△213, 529, 802
72, 000, 000	72, 000, 000	0	0	0
120, 482	120, 482	0	0	20, 482
120, 482	120, 482	0	0	20, 482
164, 737, 110	148, 987, 549	3, 414, 147	12, 335, 414	△1, 012, 451
83, 793, 690	83, 783, 690	0	10, 000	3, 693, 690
0	0	0	0	△10, 000
80, 943, 420	65, 203, 859	3, 414, 147	12, 325, 414	△4, 696, 141
53, 733, 461, 550	50, 953, 544, 637	365, 923, 086	2, 413, 993, 827	△411, 455, 363

歳出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		878, 800, 000
	10 総務管理費	640, 650, 000
	15 徴収費	238, 150, 000
15 保険給付費		34, 884, 699, 498
	10 療養諸費	30, 342, 914, 054
	15 高額療養費	4, 341, 450, 000
	17 移送費	350,000
	20 出産育児諸費	161, 391, 860
	25 葬祭諸費	36, 000, 000
	30 傷病手当金	2, 593, 584
21 国民健康保険事業費納付金		14, 881, 400, 000
	10 医療給付費分	10, 107, 510, 000
	15 後期高齢者支援金等分	3, 683, 110, 000
	20 介護納付金分	1, 090, 780, 000
25 共同事業拠出金		100,000
	10 共同事業拠出金	100,000
30 保健事業費		556, 600, 000
	10 保健事業費	14, 400, 000
	15 特定健康診査等事業費	542, 200, 000
35 諸支出金		117, 124, 000
	10 償還金及び還付加算金	117, 124, 000
40 予備費		46, 276, 502
	10 予備費	46, 276, 502
歳出	合 計	51, 365, 000, 000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
789, 527, 752	0	89, 272, 248	89, 272, 248
573, 989, 373	0	66, 660, 627	66, 660, 627
215, 538, 379	0	22, 611, 621	22, 611, 621
34, 538, 648, 024	0	346, 051, 474	346, 051, 474
30, 048, 324, 914	0	294, 589, 140	294, 589, 140
4, 306, 836, 011	0	34, 613, 989	34, 613, 989
0	0	350, 000	350,000
145, 093, 718	0	16, 298, 142	16, 298, 142
35, 800, 000	0	200, 000	200, 000
2, 593, 381	0	203	203
14, 881, 345, 069	0	54, 931	54, 931
10, 107, 466, 902	0	43, 098	43, 098
3, 683, 107, 117	0	2, 883	2, 883
1, 090, 771, 050	0	8, 950	8, 950
828	0	99, 172	99, 172
828	0	99, 172	99, 172
495, 123, 432	0	61, 476, 568	61, 476, 568
14, 334, 318	0	65, 682	65, 682
480, 789, 114	0	61, 410, 886	61, 410, 886
107, 647, 133	0	9, 476, 867	9, 476, 867
107, 647, 133	0	9, 476, 867	9, 476, 867
0	0	46, 276, 502	46, 276, 502
0	0	46, 276, 502	46, 276, 502
50, 812, 292, 238	0	552, 707, 762	552, 707, 762

歲入歲出差引残額 141, 252, 399円

うち基金繰入額 141,000,000円

令和 4 年 8 月 29 日 提出

認定第3号

決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

歳 入

款			項	予算現額
10 繰入金				192, 000, 000
		10 繰入金		192, 000, 000
歳	入	合	計	192, 000, 000

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
186, 221, 110	186, 221, 110	0	0	△5, 778, 890
186, 221, 110	186, 221, 110	0	0	△5, 778, 890
186, 221, 110	186, 221, 110	0	0	△5, 778, 890

歳出

	款			項	予	算	現	額
15 公債費							191, 0	00,000
			10 公債費				191, 0	00,000
20 予備費							1, 0	00,000
			10 予備費				1, 0	00,000
蒙	Ž	出	合	計			192, 0	00,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
186, 221, 110	0	4, 778, 890	4, 778, 890
186, 221, 110	0	4, 778, 890	4, 778, 890
0	0	1, 000, 000	1,000,000
0	0	1, 000, 000	1,000,000
186, 221, 110	0	5, 778, 890	5, 778, 890

歳入歳出差引残額

0円

令和 4 年 8 月 29 日 提出

認定第4号

決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

歳 入

款	項	予算現額
20 財産収入		546, 480, 000
	5 財産運用収入	546, 480, 000
25 繰入金		66, 200, 000
	10 繰入金	66, 200, 000
30 繰越金		10,000
	10 繰越金	10,000
35 諸収入		43, 410, 000
	15 雑入	43, 410, 000
40 市債		159, 900, 000
	10 市債	159, 900, 000
歳 入	合 計	816, 000, 000

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
564, 593, 160	564, 593, 160	0	0	18, 113, 160
564, 593, 160	564, 593, 160	0	0	18, 113, 160
20, 600, 000	20, 600, 000	0	0	△45, 600, 000
20, 600, 000	20, 600, 000	0	0	△45, 600, 000
19, 669, 827	19, 669, 827	0	0	19, 659, 827
19, 669, 827	19, 669, 827	0	0	19, 659, 827
43, 608, 655	43, 608, 655	0	0	198, 655
43, 608, 655	43, 608, 655	0	0	198, 655
159, 900, 000	159, 900, 000	0	0	0
159, 900, 000	159, 900, 000	0	0	0
808, 371, 642	808, 371, 642	0	0	△7, 628, 358

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 再開発事業費		266, 900, 000
	15 事業費	266, 900, 000
15 公債費		548, 100, 000
	10 公債費	548, 100, 000
20 予備費		1, 000, 000
	10 予備費	1,000,000
歳 出	合 計	816, 000, 000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
262, 916, 265	0	3, 983, 735	3, 983, 735
262, 916, 265	0	3, 983, 735	3, 983, 735
545, 430, 423	0	2, 669, 577	2, 669, 577
545, 430, 423	0	2, 669, 577	2, 669, 577
0	0	1, 000, 000	1,000,000
0	0	1, 000, 000	1,000,000
808, 346, 688	0	7, 653, 312	7, 653, 312

歳入歳出差引残額

24,954円

令和 4 年 8 月 29 日 提出

認定第5号

決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

歳 入

款	項	予算現額
10 介護保険料		9, 677, 300, 000
	10 介護保険料	9, 677, 300, 000
15 国庫支出金		10, 085, 016, 000
	10 国庫負担金	7, 781, 516, 000
	15 国庫補助金	2, 303, 500, 000
20 支払基金交付金		11, 993, 501, 000
	10 支払基金交付金	11, 993, 501, 000
25 県支出金		6, 406, 725, 000
	10 県負担金	6, 050, 225, 000
	20 県補助金	356, 500, 000
30 財産収入		1, 100, 000
	10 財産運用収入	1, 000, 000
	15 財産売払収入	100,000
40 繰入金		7, 877, 029, 000
	10 他会計繰入金	7, 232, 725, 000
	15 基金繰入金	644, 304, 000
45 繰越金		483, 038, 000
	10 繰越金	483, 038, 000
50 諸収入		74, 400, 000
	10 延滞金・加算金及び過料	670,000
	15 市預金利子	10,000
	20 受託事業収入	1, 440, 000
	25 雑入	72, 280, 000
歳	合 計	46, 598, 109, 000

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
9, 811, 210, 976	9, 609, 402, 576	58, 804, 256	143, 004, 144	$\triangle 67, 897, 424$
9, 811, 210, 976	9, 609, 402, 576	58, 804, 256	143, 004, 144	\triangle 67, 897, 424
9, 952, 084, 224	9, 952, 084, 224	0	0	$\triangle 132, 931, 776$
7, 774, 586, 134	7, 774, 586, 134	0	0	△6, 929, 866
2, 177, 498, 090	2, 177, 498, 090	0	0	△126, 001, 910
11, 853, 681, 425	11, 853, 681, 425	0	0	△139, 819, 575
11, 853, 681, 425	11, 853, 681, 425	0	0	△139, 819, 575
6, 387, 909, 847	6, 387, 909, 847	0	0	△18, 815, 153
6, 031, 405, 652	6, 031, 405, 652	0	0	△18, 819, 348
356, 504, 195	356, 504, 195	0	0	4, 195
45, 022	45, 022	0	0	△1, 054, 978
45, 022	45, 022	0	0	△954, 978
0	0	0	0	△100, 000
7, 503, 285, 014	7, 503, 285, 014	0	0	△373, 743, 986
6, 918, 294, 086	6, 918, 294, 086	0	0	△314, 430, 914
584, 990, 928	584, 990, 928	0	0	△59, 313, 072
483, 037, 574	483, 037, 574	0	0	△426
483, 037, 574	483, 037, 574	0	0	△426
56, 552, 479	52, 726, 363	0	3, 826, 116	△21, 673, 637
1, 275, 290	1, 204, 527	0	70, 763	534, 527
0	0	0	0	△10,000
420, 400	420, 400	0	0	△1, 019, 600
54, 856, 789	51, 101, 436	0	3, 755, 353	△21, 178, 564
46, 047, 806, 561	45, 842, 172, 045	58, 804, 256	146, 830, 260	△755, 936, 955

歳出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		1, 047, 400, 000
	10 総務管理費	677, 740, 000
	15 徴収費	29, 850, 000
	20 介護認定審査会費	339, 810, 000
15 保険給付費		42, 459, 200, 000
	10 介護サービス等諸費	40, 281, 844, 415
	15 高額介護サービス等費	1, 169, 629, 142
	17 高額医療合算介護サービス等費	234, 931, 711
	20 特別給付費	3, 700, 000
	25 特定入所者介護サービス等費	769, 094, 732
22 地域支援事業費		2, 471, 900, 000
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	1, 544, 520, 000
	12 一般介護予防事業費	94, 220, 000
	15 包括的支援事業・任意事業費	829, 230, 000
	20 その他諸費	3, 930, 000
30 基金積立金		1, 000, 000
	10 基金積立金	1, 000, 000
35 諸支出金		608, 609, 000
	10 償還金及び還付加算金	607, 209, 000
	20 災害臨時特例利用者負担額軽減支援	1, 400, 000
	費	
40 予備費		10, 000, 000
	10 予備費	10, 000, 000
歳 出	合 計	46, 598, 109, 000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
823, 058, 531	0	224, 341, 469	224, 341, 469
576, 986, 840	0	100, 753, 160	100, 753, 160
28, 839, 632	0	1, 010, 368	1, 010, 368
217, 232, 059	0	122, 577, 941	122, 577, 941
42, 043, 733, 033	0	415, 466, 967	415, 466, 967
39, 940, 838, 082	0	341, 006, 333	341, 006, 333
1, 169, 371, 425	0	257, 717	257, 717
162, 477, 376	0	72, 454, 335	72, 454, 335
2, 135, 968	0	1, 564, 032	1, 564, 032
768, 910, 182	0	184, 550	184, 550
2, 077, 634, 324	0	394, 265, 676	394, 265, 676
1, 286, 863, 799	0	257, 656, 201	257, 656, 201
68, 091, 468	0	26, 128, 532	26, 128, 532
719, 787, 357	0	109, 442, 643	109, 442, 643
2, 891, 700	0	1, 038, 300	1, 038, 300
45, 022	0	954, 978	954, 978
45, 022	0	954, 978	954, 978
603, 731, 084	0	4, 877, 916	4, 877, 916
602, 933, 529	0	4, 275, 471	4, 275, 471
797, 555	0	602, 445	602, 445
0	0	10, 000, 000	10, 000, 000
0	0	10, 000, 000	10, 000, 000
45, 548, 201, 994	0	1, 049, 907, 006	1, 049, 907, 006

歳入歳出差引残額 293, 970, 051円 うち基金繰入額 787, 190円

令和 4 年 8 月 29 日 提出

認定第6号

決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

歳 入

款	項	予算現額
10 繰入金		1, 100, 000
	10 繰入金	1, 100, 000
20 繰越金		44, 000, 000
	10 繰越金	44, 000, 000
30 諸収入		44, 900, 000
	10 貸付金元利収入	43, 770, 000
	30 雑入	1, 130, 000
歳	合 計	90, 000, 000

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
588, 560	588, 560	0	0	△511, 440
588, 560	588, 560	0	0	△511, 440
77, 967, 980	77, 967, 980	0	0	33, 967, 980
77, 967, 980	77, 967, 980	0	0	33, 967, 980
81, 388, 233	49, 062, 762	0	32, 325, 471	4, 162, 762
75, 279, 033	47, 580, 462	0	27, 698, 571	3, 810, 462
6, 109, 200	1, 482, 300	0	4, 626, 900	352, 300
159, 944, 773	127, 619, 302	0	32, 325, 471	37, 619, 302

歳 出

款			項	予	算	現	額
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費						90, 0	00,000
		10 母子父子寡	 婦福祉資金貸付事業費			90, 0	00,000
歳	出	合	計			90, 0	00,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
28, 232, 710	0	61, 767, 290	61, 767, 290
28, 232, 710	0	61, 767, 290	61, 767, 290
28, 232, 710	0	61, 767, 290	61, 767, 290

歳入歳出差引残額

99, 386, 592円

令和 4 年 8 月 29 日 提出

認定第7号

決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度船 橋市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付 する。

令和4年8月29日提出

船橋市長松戸

歳入

款	項	予算現額
10 後期高齢者医療保険料		7, 108, 500, 000
	10 後期高齢者医療保険料	7, 108, 500, 000
15 使用料及び手数料		100,000
	10 手数料	100,000
20 繰入金		1, 268, 100, 000
	10 他会計繰入金	1, 268, 100, 000
25 繰越金		100,000
	10 繰越金	100,000
30 諸収入		30, 200, 000
	10 延滞金・加算金及び過料	1, 510, 000
	15 償還金及び還付加算金	20, 500, 000
	22 受託事業収入	8, 160, 000
	25 雑入	30,000
歳 入	合 計	8, 407, 000, 000

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
7, 005, 011, 140	6, 912, 705, 670	21, 169, 500	71, 135, 970	△195, 794, 330
7, 005, 011, 140	6, 912, 705, 670	21, 169, 500	71, 135, 970	△195, 794, 330
5, 100	5, 100	0	0	△94, 900
5, 100	5, 100	0	0	△94, 900
1, 220, 006, 714	1, 220, 006, 714	0	0	△48, 093, 286
1, 220, 006, 714	1, 220, 006, 714	0	0	△48, 093, 286
6, 997, 340	6, 997, 340	0	0	6, 897, 340
6, 997, 340	6, 997, 340	0	0	6, 897, 340
28, 645, 885	28, 645, 885	0	0	△1, 554, 115
1, 400, 300	1, 400, 300	0	0	△109, 700
20, 185, 100	20, 185, 100	0	0	△314, 900
7, 046, 318	7, 046, 318	0	0	△1, 113, 682
14, 167	14, 167	0	0	△15, 833
8, 260, 666, 179	8, 168, 360, 709	21, 169, 500	71, 135, 970	△238, 639, 291

歳出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		146, 100, 000
	10 総務管理費	123, 210, 000
	15 徴収費	22, 890, 000
15 後期高齢者医療広域連合納付金		8, 230, 400, 000
	10 後期高齢者医療広域連合納付金	8, 230, 400, 000
20 諸支出金		20, 500, 000
	10 償還金及び還付加算金	20, 500, 000
25 予備費		10, 000, 000
	10 予備費	10, 000, 000
歳 出	合 計	8, 407, 000, 000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
132, 657, 316	0	13, 442, 684	13, 442, 684
113, 751, 080	0	9, 458, 920	9, 458, 920
18, 906, 236	0	3, 983, 764	3, 983, 764
8, 006, 459, 013	0	223, 940, 987	223, 940, 987
8, 006, 459, 013	0	223, 940, 987	223, 940, 987
20, 185, 100	0	314, 900	314, 900
20, 185, 100	0	314, 900	314, 900
0	0	10, 000, 000	10, 000, 000
0	0	10, 000, 000	10, 000, 000
8, 159, 301, 429	0	247, 698, 571	247, 698, 571

歳入歳出差引残額 9,059,280円

令和 4 年 8 月 29 日 提出

認定第8号

決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年 度船橋市地方卸売市場事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

令 和 3 年 度 船 橋 市 地 方

(1) 収益的収入及び支出

\square	入
. 1/2	/ •

<u> 4Х</u>	八							hoka		dert
			予					算 		額
区	分	当		初	補		正	地方公営企業法第 24条第3項の規定	\triangle	計
		予	算	額	予	算	額	による支出額に係る 財源 充当額		μι
第1款				田			円	円		円
市場事	業収益		857, 0	00, 000			C	0		857, 000, 000
第1項	Į									
	製工		688, 0	46, 000			C	0		688, 046, 000
第2項			160 0	54 000			C	0		160 054 000
第3項	於収益 [100, 0	54, 000			C			168, 854, 000
	` J利益		1	00, 000			C	0		100, 000
		l						1		

111
111

文	Щ														
			=	予								算			
区	分	当		初		E 予					用	地 定 注 注 発 須 の 規	·第 第 3	小	計
		予	算	額	予算智		之 出		増	減	額	え に 支 出	る額		
第1款				円	F	円		円			円		円		円
市場事	事業費用	85	7, 00	0,000		0		0			0		0	857	, 000, 000
第1項															
	業費用	83	5, 71	0,000		0		0	\triangle 1	0, 45	3, 120		0	825	, 256, 880
第2項	^貝 業外費用	1	6 10	0,000		0		0	1	0 45	3, 120		0	26	, 643, 120
第3項		1	0, 13	0,000				U	1	0, 40	5, 120		U	20	, 043, 120
	削損失		10	0,000		0		0			0		0		100, 000
第4月	頁														
予信			5, 00	0,000		0		0			0		0	5	, 000, 000

卸 売 市 場 事 業 決 算 報 告 書

決	算	額	予決	算	額額		比增	~ 減	備考	
		円						円		
	811	, 952, 953				△ 4	5, 04	7, 047		
	682	, 950, 872					5, 09	5, 128	(うち、仮受消費税及び地方消費税 61,883,556円)	
	129	, 002, 081				△ 3	9, 85	1, 919	(うち、仮受消費税及び地方消費税2,281円)	
		0				Δ	∆ 10	0,000		

-	 額				
地企 26 25 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		決 算 額	地企業 26 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27	不用額	備考
円	円	円	円	円	
0	857, 000, 000	794, 062, 908	0	62, 937, 092	(うち、仮払消費
0	825, 256, 880	767, 419, 788	0	57, 837, 092	税及び地方消費税
0	26, 643, 120	26, 643, 120	0	0	
0	100, 000	0	0	100, 000	
0	5, 000, 000	0	0	5, 000, 000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入										
					予			算		
区	分	当		初	補		正	小	計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越
		予	算	額	予	算	額	,	HI	額に係る財源充当額
第1款				円			円		円	円
- 另Ⅰ 孙										
資本的収入			23, 50	00,000			0		23, 500, 000	0
第1項										
出資金			13, 30	00,000			0		13, 300, 000	0
第2項										
補助金			10, 20	00,000			0		10, 200, 000	0

支	出															
			子	•								算				
区	分	当		初	補		正	流		用	小	計	地方公営 企業法第 26条の規	継	続	費次額
		予	算	額	予	算	額	増	減	額	\1,·	БI	定 定 に よる 繰 越 額	繰	越	額
第1款				円			円			円		円	円			円
77 1 75																
資本的	支出	173	3,00	0,000			0			0	173	, 000, 000	0			0
第1項																
建設。	改良費	154	4, 76	6,000			0			0	154	, 766, 000	0			0
第2項																
企業例	責償還金	18	8, 23	4,000			0			0	18	, 234, 000	0			0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額88,236,944円は、減債積立金9,636,985円、過年度分消 補塡した。

額				
継続費逓次繰越額 に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備考
円	円	円	円	
0	23, 500, 000	17, 133, 000	△ 6, 367, 000	
0	13, 300, 000	10, 100, 000	△ 3, 200, 000	
0	10, 200, 000	7, 033, 000	△ 3, 167, 000	

	額		翌年	度 繰	越額		
合		決 算 額	地企26 大業条に と と と は の よ の よ が 裏 の よ も に 越	継続 費次額	合 計	不用額	備考
	円	円	円	円	円	円	
17	3, 000, 000	105, 369, 944	59, 719, 000	0	59, 719, 000	7, 911, 056	
15	54, 766, 000	87, 136, 940	59, 719, 000	0	59, 719, 000	7, 910, 060	(うち、仮払消 費税及び地方 消費税 7,921,540円)
1	8, 234, 000	18, 233, 004	0	0	0	996	

費税及び地方消費税資本的収支調整額8,817,370円及び過年度分損益勘定留保資金69,782,589円で

令和3年度船橋市地方卸売市場事業損益計算書(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

					(単位:円)
1	営	業収益			
	(1)	売上高割使用料	88, 419, 645		
	(2)	施設使用料	368, 398, 007		
	(3)	雑収益	164, 249, 664	621, 067, 316	
2	営	業費用			
	(1)	市場管理費	503, 724, 914		
	(2)	減価償却費	226, 915, 773		
	(3)	資産減耗費	3, 877, 340	734, 518, 027	
		営業損失			113, 450, 711
3	営	業外収益			
	(1)	受取利息及び配当金	207, 004		
	(2)	補助金	98, 000, 000		
	(3)	長期前受金戻入	30, 743, 410		
	(4)	雑収入	49, 460	128, 999, 874	
4	営業	業外費用			
	(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	5, 420, 320	5, 420, 320	123, 579, 554
		経常利益			10, 128, 843
5	特別	別利益			
	(1)	過年度損益修正益	0		
	(2)	その他特別利益	0	0	
6	特別	別損失			
	(1)	過年度損益修正損	0		
	(2)	その他特別損失	160, 338	160, 338	△ 160, 338
		当年度純利益			9, 968, 505
		前年度繰越利益剰余金			18, 974, 017
		その他未処分利益剰余金変動	物額		9, 636, 985
		当年度未処分利益剰余金			38, 579, 507

令 和 3 年 度 船 橋 市 地 方 卸 売 市 (令和3年4月1日から

			剰	
		資 本 金	資本剰余金	利 益
			貝平利示並	減債積立金
前年	年度末残高	6, 116, 338, 579	0	9, 636, 985
前年	年度処分額	0	0	9, 939, 144
	条例第4条による処分額	0	0	9, 939, 144
	減債積立金の積立	0	0	9, 939, 144
処	分後残高	6, 116, 338, 579	0	19, 576, 129
当4	年度変動額	10, 100, 000	0	△ 9, 636, 985
	出資金の受入	10, 100, 000	0	0
	減債積立金の取崩	0	0	△ 9, 636, 985
	当年度純利益	0	0	0
当	年度末残高	6, 126, 438, 579	0	9, 939, 144

場事業剰余金計算書

令和4年3月31日まで)

			(単位:円)
余余		金	
剰	金	剰余金合計	資本合計
未処分利益剰余金	利益剰余金合計	水水亚口印	
28, 913, 161	38, 550, 146	38, 550, 146	6, 154, 888, 725
△ 9, 939, 144	0	0	0
△ 9, 939, 144	0	0	0
△ 9, 939, 144	0	0	0
(繰越利益剰余金)			
18, 974, 017	38, 550, 146	38, 550, 146	6, 154, 888, 725
19, 605, 490	9, 968, 505	9, 968, 505	20, 068, 505
0	0	0	10, 100, 000
9, 636, 985	0	0	0
9, 968, 505	9, 968, 505	9, 968, 505	9, 968, 505
(当年度未処分利益剰余金)			
38, 579, 507	48, 518, 651	48, 518, 651	6, 174, 957, 230

令和3年度船橋市地方卸売市場事業剰余金処分計算書

	資本金	未処分利益剰余金
当年度末残高	6, 126, 438, 579	38, 579, 507
条例第4条による処分額	0	△ 9, 968, 505
減債積立金の積立	0	\triangle 9, 968, 505
処分後残高	6, 126, 438, 579	(繰越利益剰余金) 28,611,002

令和3年度船橋市地方卸売市場事業貸借対照表 (令和4年3月31日)

資	産	\mathcal{O}	部
具) '± .	0)	ㅁㅂ

		資	産の部		
1	同定資産				
(1)	有形固定資産				
1	土地		2, 731, 058, 030		
р	建物	10, 091, 220, 743			
	減価償却累計額	△ 7, 164, 259, 887	2, 926, 960, 856		
Λ	構築物	1, 133, 526, 228			
	減価償却累計額	△ 907, 424, 948	226, 101, 280		
==	機械及び装置	1, 302, 735, 465			
	減価償却累計額	△ 939, 510, 148	363, 225, 317		
ホ	車両及び運搬具	2, 266, 729			
	減価償却累計額	\triangle 2, 153, 393	113, 336		
^	工具	72, 840			
	減価償却累計額	△ 69, 198	3, 642		
}	器具及び備品	28, 895, 900			
	減価償却累計額	△ 11, 681, 148	17, 214, 752		
	有形固定資産合計			6, 264, 677, 213	
(2)	無形固定資産				
1	電話加入権		946, 000		
р	ソフトウェア		14, 913, 800		
	無形固定資産合計			15, 859, 800	
	固定資産合計				6, 280, 537, 013
2	范動資産				
(1)	現金預金				
1	預金		1, 424, 007, 841		
р	特定預金		93, 437, 110		
	現金預金合計			1, 517, 444, 951	
(2)	未収金		65, 447, 387		
	貸倒引当金		△ 10,822,408	54, 624, 979	
(3)	その他流動資産				
1	保管有価証券		1,000,000		
	その他流動資産合計			1,000,000	
	流動資産合計				1, 573, 069, 930
	資産合計				7, 853, 606, 943

		負	債	の	部		
3 固	定負債						
(1)	企業債						
1	建設改良費等の財源に 充てるための企業債			827, 8	22, 998		
р	その他の企業債			59, 3	00,000		
	企業債合計					887, 122, 998	
	固定負債合計						887, 122, 998
4 流	動負債						
(1)	企業債						
1	建設改良費等の財源に 充てるための企業債			34, 6	49, 755		
р	その他の企業債			12, 0	00,000		
	企業債合計					46, 649, 755	
(2)	未払金					139, 032, 999	
(3)	引当金						
1	賞与引当金			9, 7	24, 177		
р	法定福利費引当金			1, 9	04, 766		
	引当金合計					11, 628, 943	
(4)	その他流動負債						
1	預り保証金			93, 4	37, 110		
р	預り有価証券			1, 0	00,000		
	その他流動負債合計					94, 437, 110	
	流動負債合計						291, 748, 807
5 繰	延収益						
	長期前受金					2, 149, 764, 230	
	収益化累計額					△ 1, 649, 986, 322	
	繰延収益合計						499, 777, 908
	負債合計						1, 678, 649, 713
		V.			l.m.		
0 VF	- 1- ∧	資	本	の	部		0.100.100.77
	本金						6, 126, 438, 579
	余金						
(1)	利益剰余金				00 111		
1	減債積立金				39, 144		
П	当年度未処分利益剰余金		•	38, 5	79, 507	10 510 051	
	利益剰余金合計					48, 518, 651	10 =10 0=1
	剰余金合計						48, 518, 651

令和4年8月29日 提出 船橋市長 松戸 徹

資本合計

負債資本合計

6, 174, 957, 230 7, 853, 606, 943 認定第9号

決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年 度船橋市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

(1) 収益的収入及び支出

収	入
42	/\

第1項 医業収益 16,000,800,000 0 16,000,800,000 第2項 医業外収益 2,162,300,000 0 0 2,162,300,000 第3項	48										
区分 当 初				予			算	客	額		
第1款 病院事業収益 18,279,000,000 0 18,279,000,000 第1項	区	分			算		24条第3項の規定 による支出額に係	\triangle	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
第1項 医業収益 16,000,800,000 0 16,000,800,000 第2項 医業外収益 2,162,300,000 0 0 2,162,300,000 第3項	第1款	Ż		円		円	円		円		
医業収益 16,000,800,000 0 16,000,800,000 第 2 項 0 2,162,300,000 第 3 項	病院	E事業収益	18, 279	, 000, 000		0	0	1	8, 279, 000, 000		
第 2 項 医業外収益 2,162,300,000 0 0 2,162,300,0 第 3 項	第1	項									
医業外収益 2, 162, 300, 000 0 2, 162, 300, 0 第 3 項	医	業収益	16, 000	, 800, 000		0	0	1	6, 000, 800, 000		
第3項	第 2	項									
	医	業外収益	2, 162	, 300, 000		0	0		2, 162, 300, 000		
特別利益 115,900,000 0 0 115,900,0	第3	項									
110,000,000	特	別利益	115	, 900, 000		0	0		115, 900, 000		

111
111

Х Ш	予						<u></u> 算				
	7		1				昇				Tip +- \
区分	当初	補	正	予	備	費	流		用		地方公 営企業 法第24 条第3項
	予 算 額	予算	類 額	支	出	額	増	減	額		の規定による支出額
然 1 基	円		円			円				円	円
第1款											
病院事業費用	18, 279, 000, 000		0			0				0	0
第1項											
医業費用	17, 986, 100, 000		0			0				0	0
第2項											
医業外費用	206, 300, 000		0			0				0	0
第3項											
特別損失	56, 600, 000		0			0				0	0
第4項											
予備費	30, 000, 000		0			0				0	0

決	算	額	予決	算算	額 額	にの	比増	べ減		備		考
	18, 97	円 9, 998, 435				70	0, 99	円 98, 435				
	15, 73	8, 797, 527			۷	∆ 26	2, 00	02, 473	(うち 1	。、仮受消 3, 732, 89	費税及で 19円)	び地方消費税
	3, 12	4, 318, 190				96	2, 01	18, 190	(7, 354, 98	" 31円)	
	110	6, 882, 718					98	32, 718				

		額											
小	<u></u>	地営法条のに繰 方企第26 現よ越 会のに繰	合	# 	決	算	額	地営法条のに繰 方企第26 現よ越 と 変 り の に 繰	不	用	額	備	芳 考
	円	円		円			円	円			円		
18, 279	, 000, 000	0	18, 279,	000, 000	17, 9	66, 89	98, 177	0	31	12, 10	01, 823		
17, 986	, 100, 000	0	17, 986,	100, 000	17, 7	03, 91	9, 024	0	28	32, 18	80, 976	税及で	ら、仮払消費 び地方消費税 251,841円) "
206	, 300, 000	0	206,	300, 000	1	93, 73	33, 689	0	1	12, 50	66, 311		37, 100円)
56,	, 600, 000	0	56,	600, 000	ı	69, 24	15, 464	0	△ 1	12, 6 ₄	45, 464		
30,	, 000, 000	0	30,	000, 000			0	0	Ç	30, 00	00, 000		

(2) 資本的収入及び支出

収	入

<u> </u>				
		予	算	
区分	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額に係る財源 充当額
	円	円	円	円
第1款			, ,	
資本的収入	602, 400, 000	11, 715, 000	614, 115, 000	0
第1項				
企業債	100, 000, 000	0	100, 000, 000	0
第2項				
補助金	2, 300, 000	11, 715, 000	14, 015, 000	0
第3項				
負担金	500, 000, 000	0	500, 000, 000	0
第4項				
固定資産 売却代金	100, 000	0	100, 000	0
第5項				
寄附金	0	0	0	0
1			•	

1 .	
_	ш
$\overline{}$	 Γì
~	ш

<u>х</u> ш						
	予		算			
区分	当 初	新 正 流 予 算 額 増減	用 小 額	計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 逓 次 繰越額
第1款	円	円	9	円	円	円
資本的支出	1, 436, 000, 000	53, 273, 000	0 1, 4	489, 273, 000	0	0
第1項						
建設改良費	431, 400, 000	53, 273, 000	0	484, 673, 000	0	0
第2項						
企業債 償還金	1, 004, 600, 000	0	0 1,0	004, 600, 000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額836,852,222円は、減債積立金504,580,672円、過年度分消費税及び地

額							
継続費逓次繰越額に 係る財源充当額	合 計	決	算	額	予算額に比べ 決算額の増減	備	考
円		円		円	円		
0	614, 115, (000	625, 9	84, 100	11, 869, 100		
0	100, 000, 0	000	100, 0	00, 000	0		
0	14, 015, 0	000	24, 9	84, 100	10, 969, 100		
0	500, 000, 0	000	500, 0	00, 000	0		
0	100, 0	000		0	△ 100,000		
0		0	1,0	00, 000	1, 000, 000		

額			翌少	年度繰走	域 額					
合	平	決 算 額	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 逓 次 繰越額	合 計	不	用	額	備	考
	円	円	円	円	円			円		
1, 489	, 273, 000	1, 462, 836, 322	0	0	0	:	26, 43	36, 678		
484	, 673, 000	458, 255, 650	0	0	0	:	26, 4	17, 350	(うち、仮 税及び地方 35,380,7	消費税
1, 004	, 600, 000	1, 004, 580, 672	0	0	0			19, 328		

方消費税資本的収支調整額1,335,531円及び過年度分損益勘定留保資金330,936,019円で補塡した。

令和3年度船橋市病院事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで) (単位:円) 医 (1) 入 院 収 益 10, 533, 318, 080 外 (2) 来 収 4, 313, 172, 335 (3) そ 他 医 業 収 878, 574, 213 益 15, 725, 064, 628 医 業 費 用 (1) 給 与 費 9, 177, 520, 450 料 (2) 材 費 4, 341, 092, 840 (3) 経 2, 338, 288, 958 (4) 減 却 費 1, 139, 839, 770 侕 (5) 資 産 減 耗 14, 027, 063 (6) 研 究 修 42, 898, 102 17, 053, 667, 183 医業損失 1, 328, 602, 555 医 収 (1) 受取利息及び配当金 716, 712 (2) 助 351, 021, 440 他 計 負 担 2, 431, 643, 000 (3) 金 (4) 長 期 前 受 金 戻 238, 291, 017 収 (5) その他医業外 94, 621, 681 3, 116, 293, 850 医 外 費 支払利息及び企業債取扱諸費 110, 945, 731 長期前払消費税勘定償却 67, 790, 358 (3) 雑 損 失 648, 859, 678 827, 595, 767 2, 288, 698, 083 経常利益 960, 095, 528 利 別 過年度損益修正益 116, 882, 718 116, 882, 718 别 過年度損益修正損 69, 197, 410 (1) (2) その他特別損失 48,054 69, 245, 464 47, 637, 254 当年度純利益 1,007,732,782 前年度繰越利益剰余金 2, 985, 088, 398 その他未処分利益剰余金変動額 504, 580, 672

4, 497, 401, 852

当年度未処分利益剰余金

令 和 3 年 度 船 橋 市 病(令和3年4月1日から

			剰	
		資 本 金	資 本 乗	引 余 金
			補助金	資本剰余金合計
前生	年度末残高	7, 107, 417, 303	705, 671, 475	705, 671, 475
前年	年度処分額	0	0	0
	条例第6条による処分額	0	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0
処	分後残高	7, 107, 417, 303	705, 671, 475	705, 671, 475
当生	年度変動額	0	0	0
	減債積立金の取崩	0	0	0
	当年度純利益	0	0	0
当生	年度末残高	7, 107, 417, 303	705, 671, 475	705, 671, 475

院 事 業 剰 余 金 計 算 書 令和4年3月31日まで)

				(単位:円)
余		金		
利	益 剰 余	金	剰余金合計	資本合計
減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	利宗並行訂	
2, 121, 492, 094	3, 786, 486, 201	5, 907, 978, 295	6, 613, 649, 770	13, 721, 067, 073
801, 397, 803	△ 801, 397, 803	0	0	0
801, 397, 803	△ 801, 397, 803	0	0	0
801, 397, 803	△ 801, 397, 803	0	0	0
	(繰越利益剰余金)			
2, 922, 889, 897	2, 985, 088, 398	5, 907, 978, 295	6, 613, 649, 770	13, 721, 067, 073
△ 504, 580, 672	1, 512, 313, 454	1, 007, 732, 782	1, 007, 732, 782	1, 007, 732, 782
△ 504, 580, 672	504, 580, 672	0	0	0
0	1, 007, 732, 782	1, 007, 732, 782	1, 007, 732, 782	1, 007, 732, 782
	(当年度未処分利益剰余金)			
2, 418, 309, 225	4, 497, 401, 852	6, 915, 711, 077	7, 621, 382, 552	14, 728, 799, 855

令和3年度船橋市病院事業剰余金処分計算書

				(単位:円)
		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高		7, 107, 417, 303	705, 671, 475	4, 497, 401, 852
条例第6条による処分額		0	0	△ 1,007,732,782
	減債積立金の積立	0	0	\triangle 1, 007, 732, 782
処分後残高				(繰越利益剰余金)
处分包	交/文向	7, 107, 417, 303	705, 671, 475	3, 489, 669, 070

令和3年度船橋市病院事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位:円) 資産の 部

		文 注	45 Hb		
1	固 定 資 産				
(1)) 有形固定資産				
,	化 土 地		1, 858, 684, 722		
1	中 建 物	22, 355, 894, 667			
	減価償却累計額	△ 15, 907, 042, 946	6, 448, 851, 721		
,	林 築 物	1, 176, 874, 579			
	減価償却累計額	△ 917, 821, 675	259, 052, 904		
3	二 器 械 備 品	7, 267, 117, 477			
	減価償却累計額	△ 5, 316, 234, 903	1, 950, 882, 574		
7	本 車 両	4, 556, 261			
	減価償却累計額	△ 3, 679, 136	877, 125		
,	、 リ ー ス 資 産	41, 298, 000			
	減価償却累計額	△ 18, 437, 280	22, 860, 720		
	建設仮勘定		149, 340, 712		
	有形固定資産合計			10, 690, 550, 478	
(2)	無形固定資産				
,	化 電話 加入権		1,872,000		
1	リフトウェア		603, 664, 327		
	無形固定資産合計			605, 536, 327	
(3)) 投資その他の資産				
,	人 長期前払消費税		200, 777, 389		
	投資その他の資産合計		-	200, 777, 389	
	固定資産合計				11, 496, 864, 194
2	流動資産				
(1)	現 金 預 金			9, 315, 344, 431	
(2)	未 収 金		2, 943, 021, 198		
	貸 倒 引 当 金		△ 3,825,876	2, 939, 195, 322	
(3)) 貯 蔵 品		-	53, 703, 405	
	流動資産合計			-	12, 308, 243, 158
	資 産 合 計			=	23, 805, 107, 352

負 債 の 部

	只 点 小 即		
3 固定負債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	_ 3, 134, 870, 910		
企業債合計		3, 134, 870, 910	
(2) リース債務		9, 159, 600	
(3) 引 当 金			
7 退職給付引当金	1, 948, 810, 296		
引 当 金 合 計		1, 948, 810, 296	
固定負債合計			5, 092, 840, 806
4 流動負債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1, 180, 425, 140		
企業債合計		1, 180, 425, 140	
(2) リース債務		9, 159, 600	
(3) 未 払 金		1, 218, 619, 089	
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	458, 520, 307		
政 法定福利費引当金	88, 722, 645		
引 当 金 合 計		547, 242, 952	
(5) その他流動負債			
イ 預 り 保 証 金	3, 862, 675		
г その他預り金	58, 973, 581		
その他流動負債合計		62, 836, 256	
流 動 負 債 合 計			3, 018, 283, 037
5 繰 延 収 益			
長期前受金		6, 149, 568, 805	
収益化累計額		5, 184, 385, 151	
繰延収益合計		-	965, 183, 654
負 債 合 計		=	9, 076, 307, 497

資 本 の 部

6 資 本 金 7,107,417,303

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ 補 助 金

705, 671, 475

資本剰余金合計

705, 671, 475

(2) 利益剰余金

/ 減債積立金

2, 418, 309, 225

当年度未処分利益剰余金

4, 497, 401, 852

利益剰余金合計

6, 915, 711, 077

剰 余 金 合 計

7, 621, 382, 552

資 本 合 計

14, 728, 799, 855

負債資本合計

23, 805, 107, 352

令和4年8月29日 提出 船 橋 市 長 松 戸 徹

認定第10号

決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年 度船橋市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

令 和 3 年 度 船 橋 市

(1) 収益的収入及び支出

	/ \		予				9	章		額
区	分	当		初	補		正	地方公営企業法第24条第3項の規定によ	\triangle	計
		予	算	額	予	算	額	る支出額に係る財源 充 当 額		
第1款				円			円	円		円
下水道	事業収益	1	7, 644,	399, 000			0	0		17, 644, 399, 000
第1項										
営業収		1	1, 788,	444, 000			0	0		11, 788, 444, 000
第2項										
	外収益		5, 855, 8	855, 000			0	0		5, 855, 855, 000
第3項										
特別和	利益			100, 000			0	0		100, 000

支 出

又	<u>Ш</u>															
				予										算		
区	分	当	算	初額	補予	算		予支	備出	費額	流増	減	用額	地 企 業 条 の よ 第 ま の よ	小	1
				ш			Е			ш				支 出 額		
第1款				円			田			田			円	円		円
下水道事	军業費用	17, 0	83, 5	11,000			0			0			0	0	17,	083, 511, 000
第1項																
営業費	費用	15, 2	50, 43	10, 000			0			0	\triangle	42, 36	8, 939	0	15,	208, 041, 061
第2項																
営業外	卜 費用	1, 7	83, 00	01, 000			0			0		42, 36	8, 939	0	1,	825, 369, 939
第3項																
特別指	美失		1(00, 000			0			0			0	0		100,000
第4項																
予備費			50, 00	00, 000			0			0			0	0		50, 000, 000

下 水 道 事 業 決 算 報 告 書

決	算	額	予決	算算	額額	にの	比增	べ減	備	考
	17, 368	円 3, 140, 981				△ 2	76, 25	円 58, 019		
	11, 703	3, 626, 859				\triangle	84, 81	17, 141	(うち、仮受消費	費税及び地方消費税 782, 067, 328円)
	5, 664	, 514, 122				△ 1	91, 34	10, 878	(" 8,743,583円)
		0					△ 10	00, 000		

	額		地方公営		
地企 26 万業条のよ越 公法 第規 越 対 数	슴 計	決 算 額	地企26 万業 項に 公法 のよ 関に 越	不 用 額	備考
円	円	円	円	円	
117, 212, 700	17, 200, 723, 700	16, 517, 744, 709	164, 596, 300	518, 382, 691	
117, 212, 700	15, 325, 253, 761	14, 692, 374, 770	164, 596, 300	468, 282, 691	(うち、仮払消費 税及び地方消費税 410,795,163円)
0	1, 825, 369, 939	1, 825, 369, 939	0	0	(" 6,341円)
0	100,000	0	0	100, 000	
0	50, 000, 000	0	0	50, 000, 000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

<u>収入</u>									
				子	•				算
区分	当		初額	補予	算	正額	小	計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額に係る財源 充 当 額
tota . dal			円			円		円	円
第1款 資本的収入		13, 716,	922, 000		874, 0	05, 000	14, 59	0, 927, 000	1, 693, 924, 056
第1項 企業債		8, 175,	600, 000		269, 6	00, 000	8, 44	5, 200, 000	1, 046, 400, 000
第2項 出資金		1, 224,	367, 000			0	1, 22	4, 367, 000	0
第3項 補助金		3, 482,	145, 000		590, 6	74, 000	4, 07	2, 819, 000	604, 258, 000
第4項 負担金		804,	427, 000		13, 7	31,000	818	8, 158, 000	43, 266, 056
第5項 貸付金償還	金	29,	383, 000			0	29	9, 383, 000	0
第6項 その他 資本的収入		1,	000, 000			0		1,000,000	0

+		ш
X	Ĺ	ĹÌ

X	Щ														
				子	· *					算					
区	分	当		初額	補予	算			予備費 支出額	小	= +	地方公第 企業条のよ 定に 越 繰	継逓繰	続越	費次額
第1款				円			円	円	円		円	円			円
第 I 款 資本的	支出	20, 6	646, 7	711, 000	874	, 080,	000	0	0	21, 520	0, 791, 000	1, 769, 791, 726	1,	335, 222,	000
第1項 建設	改良費	10, 5	590, 8	318, 000	874	, 080, 0	000	0	0	11, 46	4, 898, 000	1, 769, 791, 726	1,	335, 222,	000
第2項 企業	債償還金	9, 9	967, 8	393, 000			0	0	0	9, 96	7, 893, 000	0			0
第3項 貸付			38, 0	000, 000			0	0	0	38	8, 000, 000	0			0
第4項			50, 0	000, 000			0	0	0	50	0,000,000	0			0

資本的収入額(前年度財源充当額783,400,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額7,069,054,026円 損益勘定留保資金791,225,256円及び当年度分損益勘定留保資金5,453,784,892円で補塡した。なお不足する

額				
継続費 逓次繰越額に係る 財源充当額	슴 카	決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備考
円	円	円	円	
1, 334, 055, 094	17, 618, 906, 150	12, 133, 445, 036	△ 5, 485, 461, 114	
555, 900, 000	10, 047, 500, 000	7, 103, 900, 000	△ 2, 943, 600, 000	
0	1, 224, 367, 000	1, 224, 367, 000	0	
711, 561, 000	5, 388, 638, 000	2, 974, 654, 000	△ 2, 413, 984, 000	(うち、仮受消費税
66, 594, 094	928, 018, 150	804, 209, 036	△ 123, 809, 114	及び地方消費税 67,714,291円)
0	29, 383, 000	26, 315, 000	△ 3,068,000	
0	1,000,000	0	△ 1,000,000	

額			翌年	度 繰	越額		
合	☆	決 算 額	地方公営 企業法の 26条よ 定に 越 額	継 続 費 逓 次 繰 越 額	슴 핡	不 用 額	備考
	円	円	円	円	円	円	
24, 625	5, 804, 726	18, 419, 099, 062	2, 600, 279, 183	3, 024, 945, 300	5, 625, 224, 483	581, 481, 181	(うち、仮払消費
14, 569	9, 911, 726	8, 470, 998, 868	2, 600, 279, 183	3, 024, 945, 300	5, 625, 224, 483		税及び地方消費税 695,848,620円)
9, 967	⁷ , 893, 000	9, 925, 270, 194	0	0	0	42, 622, 806	
38	3, 000, 000	22, 830, 000	0	0	0	15, 170, 000	
50), 000, 000	0	0	0	0	50, 000, 000	

は、減債積立金352,791,041円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額319,152,837円、過年度分額152,100,000円は、同意済企業債の未発行分をもって翌年度に措置するものとする。

令和3年度船橋市下水道事業損益計算書(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

1 営業収	益
-------	---

(1) 下水道使用料
 (2) 他市負担金
 7,639,206,980
 181,466,319

(3) 他会計負担金 3,100,886,232 10,921,559,531

2 営業費用

(1) 管渠費307, 197, 048(2) ポンプ場費86, 249, 654(3) 処理場費2, 387, 566, 543(4) 業務費528, 925, 080(5) 総係費412, 014, 788(6) 負担金1, 210, 964, 580(7) 減価償却費9, 338, 882, 447

(8) 資産減耗費 9,779,467 14,281,579,607

営業損失 3,360,020,076

3 営業外収益

(1) 他会計負担金1,026,597,132(2) 他会計補助金1,224,149,636(3) 長期前受金戻入3,295,326,952(4) その他営業外収益111,454,4405,657,528,160

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費 1,753,254,078

(2) その他営業外費用 51,417,447 1,804,671,525 3,852,856,635

経常利益 492,836,559

当年度純利益 492,836,559

前年度繰越利益剰余金 0

当年度未処分利益剰余金 845,627,600

令 和 3 年 度 船 橋 市 (令和3年4月1日から

				剰	
		資 本 金	資	本 剰 余	金
			受贈財産評価額	補助金	資本剰余金合計
前年	 手度末残高	51, 843, 263, 318	8, 742, 073, 591	5, 784, 555, 000	14, 526, 628, 591
前年	丰度処分額	0	0	0	0
	条例第4条による処 分額	0	0	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0	0
処分	分後残高	51, 843, 263, 318	8, 742, 073, 591	5, 784, 555, 000	14, 526, 628, 591
当年	丰度変動額	1, 224, 367, 000	0	0	0
	出資金の受入	1, 224, 367, 000	0	0	0
	減債積立金の取崩	0	0	0	0
	当年度純利益	0	0	0	0
当生	 手度末残高	53, 067, 630, 318	8, 742, 073, 591	5, 784, 555, 000	14, 526, 628, 591

下 水 道 事 業 剰 余 金 計 算 書 ^{令和4年3月31日まで)}

				(単位:円)	
余			金		
利	益剰	金金	剰余金合計	資本合計	
減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	利尔亚日日		
352, 791, 041	438, 929, 10	791, 720, 208	15, 318, 348, 799	67, 161, 612, 117	
438, 929, 167	△ 438, 929, 10	67	0	0	
438, 929, 167	△ 438, 929, 10	67	0	0	
438, 929, 167	△ 438, 929, 10	67	0	0	
	(繰越利益剰余金				
791, 720, 208		0 791, 720, 208	15, 318, 348, 799	67, 161, 612, 117	
△ 352, 791, 041	845, 627, 60	492, 836, 559	492, 836, 559	1, 717, 203, 559	
0		0	0	1, 224, 367, 000	
△ 352, 791, 041	352, 791, 0 ₄	(1	0	0	
0	492, 836, 5	492, 836, 559	492, 836, 559	492, 836, 559	
	(当年度未処分利益剰余金				
438, 929, 167	845, 627, 60	1, 284, 556, 767	15, 811, 185, 358	68, 878, 815, 676	

令和3年度船橋市下水道事業剰余金処分計算書

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高		53, 067, 630, 318	14, 526, 628, 591	845, 627, 600
条例第4条による処分額		352, 791, 041	0	△ 845, 627, 600
	資本金への組入れ	352, 791, 041	0	△ 352, 791, 041
	減債積立金の積立	0	0	△ 492, 836, 559
処分後残高		53, 420, 421, 359	14, 526, 628, 591	(繰越利益剰余金) 0

令和3年度船橋市下水道事業貸借対照表 (令和4年3月31日)

(単位:円)

資 産の 部

		貨	産の部		
1 固	定資産				
(1)	有形固定資産				
1	土地		20, 768, 088, 856		
р	建物	16, 948, 836, 139			
	減価償却累計額	△ 2, 277, 678, 024	14, 671, 158, 115		
Л	構築物	241, 444, 336, 398			
	減価償却累計額	△ 26, 275, 924, 165	215, 168, 412, 233		
Ξ	機械及び装置	20, 809, 411, 165			
	減価償却累計額	△ 6, 687, 809, 539	14, 121, 601, 626		
木	車両及び運搬具	5, 379, 998			
	減価償却累計額	△ 2,780,772	2, 599, 226		
^	工具器具及び備品	100, 362, 376			
	減価償却累計額	△ 42, 814, 903	57, 547, 473		
}	リース資産	9, 130, 063			
	減価償却累計額	△ 7, 159, 556	1, 970, 507		
Ŧ	建設仮勘定		2, 633, 617, 026		
	有形固定資産合計			267, 424, 995, 062	
(2)	無形固定資産				
1	地上権		4, 240, 000		
р	施設利用権		13, 974, 564, 497		
Л	リース資産		18, 344, 606		
	無形固定資産合計			13, 997, 149, 103	
(3)	投資その他の資産				
1	出資金		5,000,000		
р	長期貸付金		22, 510, 700		
	投資その他の資産合語	\		27, 510, 700	
	固定資産合計				281, 449, 654, 865
2 流	動資産				
(1)	現金預金			4, 345, 315, 978	
(2)	未収金		1, 254, 480, 570		
	貸倒引当金		△ 160, 096, 820	1, 094, 383, 750	
(3)	短期貸付金				
1	短期貸付金		22, 378, 200		
	短期貸付金合計			22, 378, 200	
	流動資産合計				5, 462, 077, 928
	資産合計				286, 911, 732, 793

	負	債	の	部		
3 固定負債	具	頂	V)	цβ		
(1) 企業債						
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		1	13, 063,	870, 734		
企業債合計					113, 063, 870, 734	
(2) 長期前受収益					200, 000, 000	
固定負債合計						113, 263, 870, 734
4 流動負債						, , ,
(1) 企業債						
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債			10, 418,	237, 831		
企業債合計					10, 418, 237, 831	
(2) リース債務					17, 674, 058	
(3) 未払金					3, 642, 720, 514	
(4) 前受収益					12, 500, 000	
(5) 引当金						
イ 賞与引当金			51,	965, 000		
p 法定福利費引当金			10,	084, 000		
引当金合計					62, 049, 000	
(6) その他流動負債						
イ 預り保証金			1,	777,600		
ロ その他預り金			8,	725, 579		
その他流動負債合計					10, 503, 179	
流動負債合計						14, 163, 684, 582
5 繰延収益						
長期前受金					103, 727, 372, 320	
収益化累計額					\triangle 13, 122, 010, 519	
繰延収益合計						90, 605, 361, 801
負債合計						218, 032, 917, 117
	\/ 			جاملہ جاملہ		
c	資	本	Ø	部		E9 007 090 910
6 資本金						53, 067, 630, 318
7 剰余金						
(1) 資本剰余金			0 = : -	050 500		
イ 受贈財産評価額 ************************************				073, 591		
n 補助金			5, 784,	555, 000	14 500 000 501	

資本剰余金合計

(2) 利益剰余金

亻 減債積立金 口 当年度未処分利益剰余金

> 利益剰余金合計 剰余金合計

資本合計 負債資本合計 845, 627, 600

438, 929, 167

1, 284, 556, 767

14, 526, 628, 591

68, 878, 815, 676 286, 911, 732, 793

15, 811, 185, 358

令和4年8月29日 提出 船橋市長 松戸 徹